

平成30年第4回設楽町議会定例会（第1日）会議録

平成30年12月4日午前9時00分、第4回設楽町議会定例会（第1日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 加藤弘文	2 今泉吉人	3 河野 清
4 松下好延	5 金田文子	6 高森陽一郎
7 熊谷 勝	8 土屋 浩	9 山口伸彦
10 田中邦利	11 金田敏行	12 伊藤 武

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	原田和久
教育長	後藤義男		
総務課長	原田直幸	出納室長	金田伸也
企画ダム対策課長	澤田周蔵	津具総合支所長	清水孝芳
生活課長	久保田美智雄	産業課長	鈴木浩典
保健福祉センター所長	遠山雅浩	建設課長	金田敬司
町民課長	大須賀宏明	財政課長	原田 誠
教育課長	村松静人		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 佐々木智則

5 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

1 加藤弘文議員

(1) 「設楽町地域防災計画」に基づく防災対策について

(2) 新たな公共施設建設の進捗状況について

(3) 風疹予防接種の奨励対策について

2 金田敏行議員

(1) 設楽町防災計画および防災ガイドブックについて

(2) 公用車のドライブレコーダー設置について

3 田中邦利議員

(1) 獣害対策ならびに捕獲奨励金について

(2) 学校体育館のエアコン設置について

4 金田文子議員

(1) 置き勉（「児童生徒の携行品に係る配慮について」文部科学省 9 月 6 日事務連絡）の通知と町内小中学校の現況

(2) 児童生徒の入学時に係る費用負担の現状と軽減の工夫

(3) 予算編成方針から

①「第 1 一般的事項－ 1 （ 2 ） 事業創設・廃止は住民意見を踏まえて再構築」のための意見聴取

②「第 1 一般的事項－ 1 （ 6 ） 事務事業評価」の開示

(4) 半農半 X のススメ

①農地の保全の現状（可能ならばあらかじめ図表で準備ください）

i 耕作放棄地面積の推移

ii 兼業農家率と兼業農家数の推移

iii 自給的農家数と販売農家数

②兼業農家存続、U I ターン兼業農家の誘引に係る施策

③半農半 X の施策化

5 河野清議員

(1) 設楽町の水道事業の実態と今後の考えについて

(2) 田口地区細田の町有地の現状と今後の利用について

(3) 高齢者の免許更新について町としての考えについて

6 高森陽一郎議員

(1) 有害鳥獣対策事業の広域事業化への取り組みについて

(2) 田口高等学校魅力アッププランの強化策について

7 今泉吉人議員

(1) 安心安全と生活環境、道路維持等の町づくりを問う。

日程第 6 議案第 5 3 号

東三河広域連合規約の変更について

日程第 7 議案第 5 4 号

設楽町町営住宅条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 5 5 号

設楽町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 5 6 号

平成 3 0 年度設楽町一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 10 議案第 5 7 号

平成 3 0 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 11 議案第 5 8 号

平成 3 0 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第12 議案第59号

平成30年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第60号

平成30年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）

会 議 録

開会 午前8時59分

議長 おはようございます。ただいまの出席議員は、12名全員です。定足数に達していますので、平成30年第4回設楽町議会定例会（第1日）を開会します。これから、本日の会議を開きます。本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

7 熊谷 おはようございます。平成30年第13回議会運営委員会結果の委員長報告をいたします。平成30年第4回定例会（第1日）の運営について、11月29日に議会運営委員会を開催し審査した結果を報告します。日程第1、日程第2は、従来どおりです。日程第3「諸般の報告」は議長より、例月出納検査結果、議員派遣の報告、請願、陳情書の取扱いについての報告があります。日程第4「行政報告」は、町長より報告があります。日程第5「一般質問」は、本日7名が一般質問を行います。質問は受付順で、質問時間は答弁を含めて50分以内です。本日提案されている案件は、町長提出8件です。日程第6、議案第53号から順次1件ごとに上程します。日程第9、議案第56号から、日程第13、議案第60号までの議案は、一括上程とします。以上であります。

議長 ただいま議会運営委員長から報告のありました日程で議事を進めてまいりますので、よろしく願います。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題とします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番金田文子君、6番高森陽一郎君を指名します。

議長 日程第2「会期の決定について」を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日12月4日から12月18日までの15日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。会期は、15日間と決定しました。

議長 日程第3「諸般の報告」を行います。議長として、例月出納検査、議員派遣、請願・陳情書等の取り扱いについて、報告をします。

始めに監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、平成30年度の9月分、10月分の結果報告が出ております。事務局で保管をしていますので、必要な方は閲覧をお願いします。

次に、議員派遣について、会議規則第129条第1項のただし書きの規定により、

議員派遣を別紙のとおり報告いたします。

次に、陳情等の取扱いについて、お手元の議事日程にとじ込みで配布してありますとおり、請願1件、陳情書4件を受理しております。議会運営委員会にお諮りした結果、請願の受理番号1は総務建設委員会付託、陳情書の受理番号14、15は議長預かり、受理番号16、17は文教厚生員会付託と決定しました。以上で、諸般の報告を終わります。

議長 日程第4「行政報告」を行います。町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 おはようございます。豊かな彩りを醸し出す紅葉シーズンが終わり、師走に入ってから比較的穏やかな日々が続いておりますが、これから本格的に冷え込みが厳しくなる季節となります。風邪またインフルエンザ等体調管理には十分留意をしていきたいと思っております。本日は、12月議会定例会の開会にあたり、議員全員の皆さんに御参集をいただき、ありがとうございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。最初は、当初予算編成についてであります。平成31年度当初予算編成につきましては、現在、財政課において各課からの予算要求内容のヒアリングが終了し、今月中旬の副町長査定に向けて準備を進めております。予算規模は、歴史民俗資料館、道の駅清嶺、そして新火葬場の建設ですとか、また田口地区公共下水道整備などのこうした大型事業を継続して実施をしていくということから、平成30年度並の予算規模となる見込みであります。一方、町の主な収入源であります普通交付税につきましては、30年度に続いて、合併特例の終了、また算定方法の変更などによって、段階的に交付額が減少することが見込まれます。こうしたことから、歳入予定額を的確に把握をし、複雑かつ多様化する行政課題に対応するため、「選択と集中」に主眼をおいて、最小の経費で最大の効果を挙げるべく予算編成に取り組んでまいります。

次に、設楽ダム建設工事に伴う用地の斡旋依頼についてであります。設楽ダム工事事務所では、平成38年度のダムの完成を目指して鋭意工事を進めているところでありますが、今後においてダム本体や付替道路関係の工事に伴う職員の監督員の詰所、また工所用資料の保管庫、あわせてダム完成時におけるダム管理用宿舎などの用地が必要になるということから、工事事務所長が町に対して用地の斡旋を依頼をされてまいりました。また、これらの施設には、工事の進捗状況やダム事業を理解してもらい機能を持たせる施設等も、この中で検討をしているというふうに聞いております。町といたしましては、設楽ダム工事事務所の意向を踏まえた上で、提供可能な町有地を含めた用地を紹介をしてまいりたいと思っております。

次に、道の駅清嶺、歴史民俗資料館の建設事業についてであります。道の駅清嶺並びに歴史民俗資料館の建設事業につきましては、2回の入札不調後、工事内容の調整を行ってまいりました。調整を行った結果、大きく変更する点として、まず屋根の形状を片流れ方式とすること、そして前面を大きく覆っていたガラス部分を減らすことといたしました。こうしたことで、予定をしている工事金額の範囲で収められるよう進めておりますけれども、現在、外構部分がいまだ確定ができていませんので、決まり次第、全体の工事について報告をさせていただきたいと思っております。今後の予定といたしましては、9月議会の行政報告で説明

をさせていただいたスケジュールで進めてまいります。完了予定時期が平成32年度になることから継続費の年度割の補正予算を最終日に提出をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、小中学校適正配置検討委員会についてであります。去る10月25日、木曜日の午後7時から第1回目の小中学校適正配置検討委員会を20名の委員中、18名の方の出席をいただき開催をいたしました。初回ということで、委員長、副委員長の選出に続いて、町内5小学校、2中学校の児童・生徒の現在の状況やまた今後の見通し等をお示しをさせていただきながら、委員の皆さん方にどのようなことを検討していただきたいのかを説明をさせていただいたところです。なお、次回は来年1月に第2回目を開催する予定となっております。

次に、市町村対抗の万博駅伝についてであります。12月1日、土曜日に第13回市町村対抗「愛知万博駅伝」が穏やかな天候に恵まれるなか開催がされ、設楽町は町村の部で過去最高同位の8位と大健闘をしていただきました。愛知県の16町村の中で3番目に少ない人口の当町が、こうした立派な成績を残せていただいたのは、最後まで全力を出し切ってくれた選手の頑張り、またそれを支えていただいた関係者の皆さん、そして多くの町民の皆さん方の応援のおかげでありまして、心より感謝を申し上げたいと思います。

最後に、田口地区公共下水道事業についてであります。今年度も「田口地区公共下水道事業説明会」を11月21日の本町区を皮切りに、12月11日の小松区までの計8回、終末処理場や管渠工事の内容、また各地区の施工予定時期、そして管渠工事による通行止め、宅内の排水工事、下水道使用開始までの流れ、こうした各種助成制度などの説明を行ってきているところでありまして。こうした説明会を毎年継続的に実施をしてきたことにより、住民の皆さんからは、具体的に自分のところの宅内排水工事をイメージしての質問等が出されるなど、下水道事業への関心や理解がいっそう深まっていると感じているところでございます。

以上、近況について報告をさせていただきました。

本日は、7名の議員によりまず一般質問に続き、条例や規則の一部改正3件、一般会計・特別会計の補正予算5件、合計8件を上程をさせていただきました。本会議及び委員会において慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、最終日に人事院勧告に伴う給与と勤勉手当の引き上げの条例の一部改正2件、下水道最終処分場の工事変更契約1件、一般会計の補正予算1件を追加上程させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、議会定例会開会に先立ちまして、行政報告とさせていただきます。

議長 「行政報告」は終わりました。

議長 日程第5「一般質問」を行います。質問は受付順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内です。始めに、1番加藤弘文君の質問を許します。

1 加藤 おはようございます。1番加藤弘文です。議長のお許しをいただきましたので、事前に通告いたしましたとおり、3つの件について質問をさせていただきます。

はじめに、9月定例議会の一般質問で「設楽町の防災対策」について質問をさせていただきました。その後、大きな台風が接近し、とりわけ台風24号は、幸い

人的な災害はなかったようですが、町内各地で大きな災害をもたらしました。この中でいくつかの問題点や課題が明らかになってきたので、再度、「設楽町地域防災計画」に基づき、さらに町民の命と安全を図るために、防災対策のあり方を質したいと思います。

1つ目は、本年7月上旬の豪雨をはじめ、2つの大きな台風の接近に伴って、「避難準備・高齢者等避難開始」がその都度発令されました。しかし、それぞれの対応に差違が見られました。常に最大限の対応を求めますが、町としてどう自己評価しているのか。とりわけ、台風24号来襲時に、避難情報の伝達・避難所の開設・運営などの対応をどのようにしたのかを説明していただきたいと思います。

2つ目は、本町には町指定避難所が35か所あり、その状況もさまざまです。山間地でもあり、災害によっては停電や交通遮断による孤立集落が発生することも考えられます。避難所の設置場所、設置状況、例えば食料・飲用水・寝具・情報環境などの把握と改善が必要と考えますがどうでしょうか。また、その開設・運営にあたっては、自主防災組織に任せるのではなく、町の防災計画に基づく正確で的確な避難を促すためにも、町職員の迅速な配置と避難所開設及び運営が必要と考えるがどうでしょうか。現在の避難所に関わる状況と課題、今の町の取組みを問います。

3つ目は、9月議会の折に質問した「災害時要援護者対象者台帳」の件です。これは、町の防災計画の「風水害等災害対策計画の第二編・第九章・第二節に策定された「避難行動要支援者名簿」と同一と考えるがどうでしょうか。そうだとするならば、町は、本人の希望によらず、要支援者を把握し避難対策を講じておく必要があると思うがそれでよいでしょうか。また、同計画では、避難支援にあたっては、自主防災組織や支援関係者に任せるだけでなく、町職員の支援を定めているがそれでよいでしょうか。自主防災組織がまだまだ未熟な地域もあり、こうした地域への平常時からの強い組織化のための後押しと共に、災害発生時では、町職員の正確な情報に基づく的確な支援を求めたいが町としてどう考えていますか。

4つ目は、今後発生が想定される災害に対して、町防災機能の強化のために、人工知能AIを活用した、より確実な気象情報の取得を導入した自治体があると聞きますが、本町も導入できないでしょうか。また、本町は山間地であり、停電による情報の遮断、土砂災害による交通の遮断による孤立集落の発生が考えられます。こうした時の防災対策として、軽量必要物資の運搬や被災状況のいち早い確認のために、町の部署にドローン対策部を設け、ドローンの配備をしてはと考えます。これも、すでに導入している自治体があると聞きますが、どう考えますか。以上、答弁を求めます。

次に、2つ目の質問に入ります。先の説明で「歴史民俗資料館」「道の駅」の建設が、入札不調に終わり、着工が遅れたことは誠に残念なことであると思います。また、清崎・津具斎苑の老朽化に伴う新斎苑建設事業も用地買収等の不調により建設が滞っていると聞きます。さらに、「きららの森ビジターセンター」の建設事業についても進捗が見えないとの話を聞いています。こうした、本年度予算として可決された本町としては大型の公共施設の建設事業が、順調に行われていない現状を町としてどう捉え、今後、どのような対策を考えているのかを質します。

まず、「歴史民俗資料館」「道の駅」の建設については、先ほど町長からの説明もあり概要は理解したところでありますが、再設計も含めて対応を検討しているというふうに聞いておりますが、今後の対応と完成予定の見通しについてさらに付け加えの説明がありましたら詳しくお願いをしたいと思います。

次に、新斎苑建設に伴って、本年度予算として9千万円が計上されていますが、用地買収の進捗はどうなっているのか説明を求めます。また、平成32年度完成予定の変更はありうるのかも重ねて説明を求めたいと思います。

さらに、「きららの森ビジターセンター」の建設事業については、本年度中に基本設計・地質調査を実施し、整備事業の骨格を定めるとしていましたが、進捗状況はどうでしょうか。今後、どのくらいの予算措置を考えているのか、完成予定はいつか、町としての説明を求めます。

3つ目は、ニュースなどで報道されているように、本年度に入り、風疹の患者数の増加が懸念されています。11月の時点で全国で2千人を超え、愛知県でも100人を超え、現在も増加しているようです。5年ほど前の風疹感染により、先天性風疹症候群、生まれてきた赤ちゃんに目や耳や心臓に障害がある状態で生まれてくるとい病状の子供が生まれるということですが、そう認められた子供が5年前には全国で45人、内11人が死亡したことを考えると、放置できない事態です。国も感染の中心である30代から50代の男性の抗体検査と予防接種の全額助成を検討し始めていると聞きます。現在、愛知県は、妊娠を希望する女性に対して抗体検査の全額助成を実施していますが、この地方でのり患状況と町としての対策を問います。

はじめに、本町では、妊娠を希望する女性に対して予防接種代として5千円を補助しているとのことですが、一般的に使用されている麻疹・風疹混合ワクチンの接種をするためには1万円ほどがかかります。妊娠を希望する女性以外では、抗体検査のための負担があり、1万円を超えてしまいます。参考までに、東栄町では、妊娠を希望する女性と配偶者に対して5千円を補助しており、豊根村では、妊娠を希望する女性と配偶者に対して全額助成を実施しています。町の風疹感染の状況と本町の対策をどのように考えているのかを問いたいと思います。

インフルエンザの5倍の感染力をもつと言われる風疹の流行は、子育て世代の不安が特に大きいです。町は注意情報を発出すると共に、子育てを大切にす町として、インフルエンザ予防接種の拡充を決断した時のように、風疹根絶のための思い切った助成制度、例えば全町民の抗体検査、全低抗体価、抗体価というのは抗体の強さを表す言葉だそうですが、その抗体価が低い判定者に対しての予防接種の無料化などの拡充対策を求めたいですが、町の見解を問います。

はじめの質問を以上で終わります。

総務課長 それでは1番はじめに総務課から、「設楽町防災計画」に基づく防災対策についての御質問に対してお答えをさせていただきます。

10月28日日曜日に実施しました防災訓練では、「自分の身は自分で守る」を大原則として行いました。これを各家庭に配布しました訓練内容の告知の一番上段に防災の大原則として記載してあります。防災の基本は、自助、共助、公助の順であり、それを前提にお答えをさせていただきますというふうに思います。

はじめに、質問の1と2の台風21号、24号の対応と避難所開設・運営についての現状、課題、評価等、町の取り組みについてであります。台風21号の時は、区長さんと連絡をとりまして避難所開設の準備を行い、「避難所に避難をしたい。」

との連絡を受けましてから職員が避難所に行って対応を行いました。避難所の開設が7ヶ所、17世帯23名の方が避難をされております。台風24号の時は、避難したいとの連絡を受ける前に、田口地区は田口特産物振興センター、名倉地区は名倉体育館、清嶺地区は田峯農村環境改善センター、津具地区はつぐグリーンプラザの計4ヶ所に職員を配置しまして、より早く、より安全に誰でも避難ができる体制を整えました。その後、4ヶ所の避難所を開設したことを防災行政無線で町民の方々にお伝えをさせていただいております。先ほどの4ヶ所を含めまして、避難所の開設が6ヶ所、29世帯39名の方が避難をされております。評価としましては、早めの避難所の開設と防災行政無線の呼びかけで、例えば南区の宇連地区の2名の方が田口特産物振興センターに避難されるなど一定の効果があつたと思っております。今後の課題としましては、今年みたいに数多くの台風の襲来状況を振り返ってみますと、大規模地震の時と豪雨・台風時の避難所を別々にしていかなければならないというふうに思っております。大規模地震の時は、瞬時に道路等が寸断される可能性が高いため、各地域で避難所の指定が必要だというふうに思っておりますけれども、台風等の場合には事前にある程度、状況の把握ができることから外が明るい時間帯に避難することが可能ですので、今回同様、避難所をある程度絞り込み、職員を事前に配置し、その場所に避難してもらうことがいいかというふうに思っております。そうしたことで、避難者数の把握も容易になり、寝具や食料品の支給も可能になるというふうに思っております。ですので、今後とも4地区4ヶ所の避難所開設を基本に、状況に応じた避難所の開設を区長さんと相談しながら進めていきたいと思っております。

3点目の「災害時要援護者台帳」と「避難行動要支援者名簿」についてでありますけれども、「災害時要援護者台帳」は、高齢者、障害者、災害時に配慮を必要とする人で、746名の方が現在登録をされております。「避難行動要支援者名簿」は、要援護者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を必要とする人、要介護度3以上の方や身体障害者手帳1級、2級を保持している方で、なおかつ在宅介護をされている人の名簿になります。現在、218名の方が登録をされております。ですので、「災害時要援護者台帳」と「避難行動要支援者名簿」は同一のものではないというふうに御理解をいただきたいと思っております。この「避難行動要支援者名簿」につきましては、役場でしか知りえない人をリストアップしているもので、名簿登録には本人の同意を得たものではありません。今年度作成したばかりで、今後どういう活用方法ができるのか、守秘義務等を考慮しながら関係する部署の職員で検討をしている最中でありまして、また、議員御指摘の自主防災組織や支援関係者に任せるのではなく、町職員の支援を定めているがそれで良いかという点でございますけれども、最終的には町職員が支援していかなければならないと思っておりますけれども、先ほども述べたように要介護3以上の方だけでも218名の方がみえる中で、109名の役場職員が手助けができるのは、ほんの一部の人に限られると思っておりますので、やはり地域力を発揮していただいて、避難行動要支援者や災害時要援護者の避難を手助けしていただきたいというふうに思っております。

最後に、人工知能を活用した気象情報の取得やドローンの配備についてという点でありますけれども、現在、町では、愛知県高度情報通信ネットワークシステムや名古屋気象台からの1km²の気象情報を入手しており、それを防災対応に活用することで、町民の皆さんがいち早く避難行動に移れるよう、迅速な情報発信

に努めております。ですので、人工知能の町独自の活用は今のところ必要ないものというふうに考えております。ドローンの活用につきましては、先月豊田市稲武町でお弁当を700m離れた地域に配達する実証実験が行われたばかりで、物資搬送における現時点での具体的な災害対応への活用は決まっていない状況になっています。一方で、災害現場の状況を把握するためには1番良い方法だと理解していますけども、今は国土交通省で所有しているドローンで撮影が可能となっておりますので、特に町独自で保有する考えは持っていないのが現状であります。ただし山間地域における新たな輸送や災害状況の確認の手段として、有効なものだというふうに思っておりますので、活用事例を参考にしながら、今後取り入れていければいいかなというふうに思っております。総務課からは以上です。

産業課長 続きまして、公共施設の関連する質問のうち、1番目の「歴史民俗資料館」「道の駅」の建設について、これについては教育委員会も関係しておりますけれども、産業課のほうからお答えさせていただきます。

町長の行政報告でも触れさせていただきましたが、少し詳細に説明させていただきます。「歴史民俗資料館」「道の駅」の建設工事につきましては、御承知のとおり、本年ですね3月と5月に入札を行いました。ところが、価格が折り合わず、不調という結果に終わりました。設計会社ですとか、建設会社とも相談、聞き取りを行いました。その結果ですね、不調の原因としては次のようなことが考えられます。1つは、民間の設備投資が順調でそれに伴う資材価格の上昇ですとか人手不足。屋根それからスロープ、カーテンウォール、これガラスの壁になるわけですがけれども、の構造、工法が特殊性があること。当町の立地条件による建設業者がリスク回避のためになかなか手を出してこない。そういった理由が考えられる。これらを踏まえまして、次回の入札へ向けて次の作業を行っております。屋根、スロープ、カーテンウォールの構造、工法を変更します。最新の資材単価、人件費をもう一度確認をいたします。さらに関係課と連携しまして、次の事項も検討していきます。入札方法の検討、外構工事費の積算見直し等です。これらを基に関係者と協議を重ねまして、主に次のような設計内容の変更の内容となりました。屋根の形状が三次元のうねりがあったものを、山並みと言いますか、うねりは残しますが片流れの形状に変更をいたします。カーテンウォール、ガラス面ですがけれども、の面積を削減いたしまして、一部を木造の壁、あるいはRC造の壁に変更をいたします。その他に、細部の仕様を15項目以上になるわけですが、見直しております。さらに資材、人件費等の価格状況を踏まえて現在、設計価格の最終的な確定を急いでおります。今後のスケジュールをお話しします。12月上旬、まもなくを予定しておりますが、変更設計を完了するよう予定しております。これを基に平成32年度までの契約ができるよう、継続費の年度割の補正を最終日にお願いしたいと思います。年明けの1月上旬に公告、2月末あるいは3月初旬に入札、3月議会での承認を予定しております。3月下旬に契約、着工という予定で、工期は、約1年半を予定しております。その後オープンに向けての準備期間をとりまして、平成33年春頃のオープンを目指して事務を進めております。以上です。

生活課長 それでは生活課より、加藤議員からの新斎苑の建設関係についての御質問に回答をさせていただきます。新斎苑建設について設楽町議会におきましては、平成29年2月21日に開催した議会全員協議会で説明をさせていただき、その後の状況につきましては、平成30年3月2日に開催した3月議会初日の町長の行政報告の中で報告をさせていただいたとおりですが、もう少し詳しく説明をさせてい

たきます。

まず、現状と経過について説明をさせていただきます。現在、設楽町は清崎斎苑及び津具斎苑の2つの火葬場を所有し、業務を行っております。清崎斎苑は昭和57年に竣工し36年が経過、津具斎苑は昭和47年竣工し46年が経過しており、両施設とも、竣工後30年以上が経過しているため、特に焼却炉の老朽化が著しく、修繕費等の経費が年々増加しております。また、施設の狭さなど不便な面や、今後見込まれる火葬需用への対応などの課題を抱えていることなどから、2つの施設を統合した新斎苑建設について、平成32年4月業務開始を目指して進めてきておりました。経過といたしましては、建設候補地の検討と並行して平成27年度には設楽町新火葬場建設に伴う基本構想の策定を行いました。そして建設候補地が絞られた後、平成28年度には立木の調査、土地の鑑定評価、平成29年度には造成設計、地質調査、発注支援の仕方、計画どおり進めてまいりましたが、用地取得にもう少し時間を要する状況となったため、町としては用地取得に全力を注ぐと共に、用地が確保でき次第、速やかに建設に進めることができるよう、今年度平成30年度予算に工事費等の予算を認めていただいたところであります。建設候補地の地権者は6名ですが、地権者のお名前ですとかそれぞれの交渉経過につきましては申し上げられませんが、建設候補地の地権者は、当初、全員の方が建設候補地として用地や立木の調査には協力をいただいていたのですが、その後町からの説明やお願いは聞いてはいただいていたのですが、時間が経過する中で、いろいろと、その土地への思い入れやそれぞれの事情があること、また、こうした施設に協力することで周りの所有者に迷惑をかけることになるのではないかと、いろいろな意味での心配などを思い直している中で、現在用地協力についてしっかりと考えていただいております。このような状況で用地交渉に時間を要している状況となっております。しかし、まったく話を聞いてもらえないという状況ではありません。今後のスケジュールとしましては、建設候補地は新県道設楽根羽線からのアクセスが良いこと、周りには人家がなく、豊根村や根羽村からも近いことなど、大変望ましい場所であることから、この建設候補地を変更することなく、引き続きこの場所での交渉を続けていくことで考えております。新斎苑施設は設楽町としても構成町村である豊根村、根羽村としてもなくてはならない施設であること、また、早期に新火葬場の建設が望まれることを地権者の方により強く説明し、なんとか理解が、協力が早く得られるように、年度内を目標として努めてまいります。また、地権者の理解が得られた段階で、速やかに建設に向けての作業が進むよう、立木の伐採等できることなどは調整し、来年度の当初予算には改めて造成工事費、また建設工事費等の予算要求をしていきたいと考えております。そして、当初の目標であった平成32年4月業務開始より少し遅れることとはなりますが、平成33年4月1日の供用開始を目指し、新火葬場が使用できるように努めてまいりたいと思っております。とにかく、今は用地取得に全力を傾け、平成32年度内に新火葬場完成をできるように目指して努力してまいりますので、よろしく願いいたします。

産業課長 続きまして、「きららの森ビジターセンター」について産業課から説明します。平成27年度に基本計画を策定しましたが、土地を所有する中部森林管理局の意向もありまして、当初予定されていた用地が変更となりました。平成28年度に変更基本計画を策定しました。翌平成29年度には測量調査を実施、本年度30年度に基本設計、地質調査を実施いたします。うち地質調査につきましては、中部

森林管理局への手続きに時間を要しましたが、秋から作業を進めておりまして、近いうちに完了する予定でおります。また、基本設計については現在作業を進めておる段階で、3月下旬には完了する予定でおります。来年度、早い時期での全員協議会で概要を説明したいと考えています。なお、基本計画、基本設計の作業にあたっては、きららの森にガイドなどで携わってきた地元の方々を中心に「きららの森デザイン会議」という名称で会議を立ち上げまして、設計の内容、今後の利用に意見をいただいております。今後の予定ですけれども、来年度には実施設計を行い、平成32年度に用地造成、生態観察路の再整備、それから次の平成33年度にビジターセンターの建設、34年度に外構等の整備を進めて、35年度ごろのオープンをめざしております。

本施設はですね、設楽ダム水源地域整備計画に基づく事業になっておりまして、事業費としては現時点で全体で約3億円弱を計画しております。その約半分がビジターセンターの建設に関する費用になります。費用については、自然環境との調和を考慮しながら進める事業でもあるため、今後変更する可能性もあります。町財政と相談しながら進めることはもちろん、用地が国有林、国定公園、保安林といったちょっと難しい用途区域にありますことから、各種手続きに時間を要する可能性もありますので、オープンの時期も若干変更もあり得ると考えております。なお、施設用地は、工事完了後に段戸湖を含めて払い下げを受けることを現在検討しております。以上です。

保健福祉センター所長 では、「風疹予防接種の奨励対策について」お答えをさせていただきます。1つ目の質問に対してでございます。風疹と言いますのは、風疹ウイルスによっておこります急性の発疹性疾患でありまして、免疫がない集団においてはたった1人の患者から5人から7人にうつすという強い感染力があるということでもあります。今回の流行はですね、メディア等でも言われております首都圏や愛知県を中心に8月、9月頃から急激に加速しましてですね、直近の県、愛知県感染症情報センターというところありますが、この発表では、県内で103件、全国では2,035件という症例が確認されております。現在も増えているという状況です。この10年を見ましてもですね、例えば平成24年、25年頃大きな流行はあったんですが、それは別としましても、県内で年間20件ほど、全国でも数百件レベルだったということと比べましても、今回の状況の深刻さがわかるというところでもあります。

幸いにも現時点では本町内での発症は報告されておりませんが、今後の流行の抑止に向けてですね、町では9月半ば頃から広報無線で、患者数、感染した際の影響、抗体検査やワクチン接種の勧奨等も含めた注意喚起のほう行っております。残念ながらその後も感染の勢いのほうは止まらず、11月に入りますとですね、9月の4倍を超える件数が報告されました。ということから、「広報したら」で従来の助成制度の周知はしておりますけれども、あらためて最近の深刻な状況や対処、心構え等についても御案内するとともに、再度広報無線も活用して御理解いただくよう対応しているところでございます。町では、妊娠を予定または希望している、風疹への免疫が不十分と判断されたという条件もありますけれども、こうした女性がワクチン接種を行った際ですね、上限5,000円の助成を行っているというのがさっきの御質問にもあったところですが、これまでは年間1件程度でございました。申請のほうは。今年度は現時点では今既に4件いただいております。これからも住民の皆さんの認識の高さとかですね、今回の影響の大

きさが実感できるというところでありますけれども、今後もこうした必要な情報などですね、適切に発信しまして注意喚起に努めていきたいと考えております。

2つ目の御質問に関してでございます。風疹に感染した際の影響ですけれども、例えば妊娠の早期の女性が風疹に感染した場合、生まれ来るお子さんの視覚とか聴覚、心臓などに影響が出るという可能性もあるということで、新聞・テレビ等でも警鐘を鳴らしているところでもあります。家庭とか職場、通勤中とか街中、気付かないうちに感染しまして、周囲の人にうつしてしまうかもしれません。こうした感染防止にはワクチンの接種が効果的でありまして、国が推奨するようになりましてから40年以上経ちますけれども、過去いろいろ制度の変遷がございました。そういうなかで、年代によっては2回受けた人もいれば1度もその機会に恵まれなかったという世代もあります。議員の言われますように、働き盛りの世代の男性がちょうど制度のエアポケットの中で未接種となっているというところでもあります。ただその人たちも、自然感染などかかりますと一定の免疫ができるというようなところもあるというところは補足させていただきます。過去に接種の機会に恵まれなかったり感染を不安視されるというような場合にはですね、ワクチン接種の前に抗体検査を行うのが効果的と言われております。費用面でみますと抗体検査は1回3,000~4,000円、議員の言われますように県の抗体検査、無償の対応もしておりますけれども、こうした経費がかかります。ワクチンの接種についても8,000とか9,000円といったような負担が生じます。こうした決して小さくはない個人負担を軽減するための措置として、町の助成制度も活用し備えていただければと考えています。議員からは「子育てを大切に作る町として、助成措置を考えてはどうか」と御意見をいただきました。町では現在ですね、インフルとか肺炎球菌、その他定期予防接種などですね、住民の皆さんの健康をお守りするためのさまざまな助成を行っているところでございますが、議員の御提案についても十分その趣旨を理解しているところでもあります。それに加えですね、言われるような住民の健康への不安要素を少しでも解消するための措置について、しっかり検討していくべきとは考えております。

先月末になりますけれども、のことですが、全国的なこうした危機的な事態に対してですね、国は新たな方針を示されました。まだ概要レベルではありますけれども、ひとつは男性の抗体検査を今年度中に無料化しようというもの、もうひとつはエアポケットにあるような30代、50代の男性ワクチンの接種についてですね、任意ではなく定期接種へと切り替えられないかというようなところでいうものでございます。抗体検査の無料化は予防意識の向上やワクチン接種の着実な判断への道筋となります。また定期接種に加えられれば該当される方への個別通知の対象にもなりまして、これはそれぞれの方々の意識啓発にも着実に結びつくものと考えます。ただですね、まだ概要レベルということで、それがどれくらいの範囲の方々に対して、それからどれ程の手厚い対応になるのかというような、具体的な部分についてはですね、まだ正式な通達もいただいてない段階であります。町としましてはですね、こうした新たな制度、これから出されるであろう具体的な中身をですねしっかり確認した上で、感染防止、蔓延防止に向けた効果的かつ着実な施策に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

1 加藤 御回答いただきましたので、2回目の質問に入りたいと思っておりますが、「防災対策について」、台風24号のような事前に避難所を開いて住民の生活と安全を守っていくんだということをお聞きしましたので、それではぜひともお願いしたい。

前回の質問に対して町長が、「町民の命と安全を守るのが我々の使命だ。」というふうに力強くおっしゃってくださいました。そうした意識に基づいて町民の命を守るんだというところで、町職員が一丸となってそうしたことに対応していただけるものと思っております。「災害時要援護者対象者台帳」については、私のほうで少し勘違いをしておったところがあるかと思えます。が、しかし、希望者だけ載せているから希望しない人はというふうな発言がどうも心に引っかかっております。このところをどうクリアしていくかというところが町の課題と考えていただくほうがいいのかなということを、今でも思っております。そうしたところに注意を払っていただいて、ぜひ町がそれをぜひ先導していただければというふうに思っております。

町職員の迅速な配置については、先回のところでそうした動きを作っていたいたわけですが、台風21号の際だったと思えますが、ある避難所に私行って様子を見させていただいたところ、台風が通過したからといってただ小康状態になったのを見て、避難した住民が帰宅したと。その後、土砂災害等警戒情報が出て避難勧告が出たというふうな事態が実はあったやに聞いておまして、こうしたことの的確な判断をするためにも、ぜひ町のこうした基本計画、防災の基本計画をきちんと頭に入れた方がそこでサポートしていただけることを期待したいというふうに思っています。

それからドローンについては、開発が進んでおり、ぜひそうした先端の技術を取り入れていく努力を本町もしていただけたらというふうに思っています。

それから「公共建設事業についての遅れ」について質問をさせていただいたわけですが、それぞれに奮闘をさせていただいておるだろうなということは想像がつくわけですが、かつて「決められない議会」という話があったわけですが、「決めてもやれない、やらない行政の怠慢」というふうなことが町民から揶揄されないうちに、そうした対策をする人の人員が足りないならば、そこにきちんと補完するとか、プロジェクトチームをきちんと役場内で立ち上げる。「町民がやるから」、「町民がやるから」と言っていますが、町の中での推進役としてそうしたチームを立ち上げるとかいうふうな手段を持って、「ここで作る。」と言ったところは、「ここまでに作る。」と言ったものについては、なんとか達成していただくという気概を見せていただきたいというふうに思っています。

それから風疹の感染予防についてのお話ですが、今日お話ししたとおり、東栄町では配偶者に対しても同じ助成を行っている。それから豊根村では全額助成を実施していると。そういうふうな状況が近隣の町村で行われていることも勘案すると、本町の助成制度はもう一度きちっと見直す必要があるかなというふうに思っています。全員が全部、全部が全部そうした形でできるとは考えておりませんが、最善の、子育て世代を守るために最善の努力をしているという、ぜひ姿勢を見せていただきたいなというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

総務課長 「要援護者対象者台帳」につきましても、希望する方が載っているという形にはなっていますが、なるべくですね、そういう形で少しでもですね、台帳に載るような形で努力はしていきたいというふうに思っております。

で、避難所がですね、帰宅された後、避難勧告を出したということは、私もずっと災害対策本部に詰めてましたので、そういうことはなくというふうに思っています。必ずですね、その状況を確認して、だいぶ安全になったということで帰宅のほうを許しているというふうな状況があると思っておりますので、ちょっと私の認識

とは違っておるんじゃないかなというふうに思っております。

それからドローンにつきましては、先ほど回答させていただきましたように、有効な手段だというふうに理解していますので、活用できる部分についてはなるべく活用していきたいというふうに思っております。以上です。

生活課長 再質問についてお答えさせていただきます。先ほどの答弁の中にもありましたように、目標年度に向けて3施設ともなんとかそこに達成できるように努めてまいりますので、よろしくお願いたします。

保健福祉センター所長 新城、東栄等の対応については、私どもも把握しているところでありまして、認識はしているところであります。先ほどと繰り返しになりますけれども、今後の国の示すものも踏まえながら十分な効果的なものを対応してまいりたいと考えております。

1 加藤 時間がきておりますので、私が避難所で申し上げた避難勧告が出てという話ですが、清嶺小学校の避難所でした。避難所解散後に避難勧告が出たというふうに、私はみておるわけですが、また一度確認をしていただければというふうに思っております。

以上で質問を終わります。

議長 これで、加藤弘文君の質問を終わります。

議長 次に、11番金田敏行君の質問を許します。

それでは議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして大きく2点ほど質問させていただきます。

最初に「設楽町防災計画および防災ガイドマップについて」を質問させていただきます。近年日本の国内のみならず、地球上の各所が異常気象に襲われ自然災害の猛威にさらされ、多くの尊い犠牲者が毎年出ていますことは、誠に残念で被災された方には心よりお見舞いを申し上げます。

このような自然環境の中で、ここ設楽町でも例外にもれず、本年は数回の台風や集中豪雨で避難準備情報、高齢者避難指示や避難勧告が発令され高齢者をはじめとして多くの方々が避難所に避難されました。幸いにも負傷者が出なかったことは不幸中の幸いであったかと思いますが、このようなことは今年に限らず今後ますます増加が予想され、今後の防災計画・防災活動が大変重要になってきていることは町当局も十二分に承知され、町民のために御尽力をされていることは感謝いたします。

さて、去る10月1日に襲来しました台風24号では、強風による倒木のために各地で停電や、電話線の断線による不通話が発生し、その復旧に長いところでは4日近くにも及んだ箇所もあり、改めて電気や電話の大切さやありがたさを痛感したのは私だけではないと思います。この台風のために、町内各地で避難された住民が多くいましたが、負傷者が出なかったことは不幸中の幸いだったと思いますが、11月末に至って、現在もまだいまだに道路の決壊による通行止めで、迂回を余儀なくされて不便な生活を送っている方もまだまだ多くいますし、ダム関連事業の工事に伴う迂回路の変更に苦慮されていることは、町としても承知のことと思います。早期の復旧を強く祈念するものであります。

この台風24号が襲来した時に、太田口区で非難された方々が、本来ならば避難所に指定されている田口小学校ではなく、田口特産物振興センターに避難されま

した。特に高齢者の方々は、町当局が用意した車での避難でありました。このように設楽町防災ガイドブックで指定された避難所ではない所に避難を誘導されたのはどのようなわけなのか。町のお考えをお聞きいたします。

避難所を変更されたということは、避難計画書が現状に合っていなかったのではないのでしょうか。それならば改善し変更するのは致し方ないと思いますが、いつから変更したのか、そのことを住民に周知できていないと思いますが町のお考えをお聞きいたします。

町内全世帯に配付されています防災ガイドブックに記載されている内容とズレがあると思われませんが、町のお考えをお聞きいたします。

次に「公用車のドライブレコーダーの設置について」質問させていただきます。近年、悪質運転ドライバーによる「あおり運転」が社会的に大きな問題となってきた、ここ数日はテレビ新聞等で高速道路におけるあおり運転で、裁判状況が大々的に報道されていることは、皆様方も御承知のことだと思います。その事故問題の確認を含め、多くの車にドライブレコーダーを設置し、悪質ドライバーの運転状況を記録し、その対応策が多くとられるようになってきております。その他にも、交差点での信号無視や一旦停止の確認にもかなり役立ってきていますし、事故発生時における証拠としてその記録が多く採用されてきています。また、記録を採用し事故防止策に努めている企業も、最近では多くなっていると思います。

このような事例は、官民とは関係なく早期に参考にすべきと思います。幸い本年は当町の公用車の事故報告はないようでしたが、過去には多くの事例がありました。そこで町の公用車にドライブレコーダーを設置し、事故発生時の証拠として採用し、また、事故防止策の研修に使用するなど対策を考えるのは非常に重要かと思いますが、町当局のお考えをお聞きします。

以上で1回目の質問を終わります。

総務課長 それでは、金田敏行議員の質問に対して、2点とも総務課からお答えをさせていただきます。

はじめにですね、「設楽町防災計画及び防災ガイドブックについて」の御質問に対してです。「設楽町防災ガイドブック」は平成28年3月に作成し、5月に町内各戸に配布をさせていただいたものです。この中に各地域ごとに35の指定避難所が記載されております。これは地域単位の活動がしやすいように、区長さんからの要望に沿って避難所として指定したもので、地震時と台風や豪雨時の避難所が一緒になっております。これを基本に、加藤議員の御質問にもお答えをさせていただきましたように、台風21号の時までは、避難所の開設は、区長さんに台風等が近づいているので、避難所開設の準備をしてくれるよう要請してから、町民の皆さんに行政無線で避難を呼びかけ、避難したいとの要望を受けて、各区で指定している避難所を区長さんに開けていただきました。こうしたことでは、区長さん方に多くの手間をかけさせることや、連絡がつかないことで避難所の開設が遅くなってしまうというような危惧が生じてきました。特に今年は、台風等の襲来が数多くあったため、今後の検討が必要というふうになっております。そこで、台風24号の時には、より早く避難できるよう、避難したいとの連絡を受ける前に、田口地区は田口特産物振興センター、名倉地区は名倉体育館、清嶺地区は田峯農村環境改善センター、津具地区はつぐグリーンプラザの4ヶ所に職員を事前に配置し、避難所開設の準備体制を整えました。職員の配置が完了した時点で、防災

行政無線で4ヶ所の避難所を開設したので、避難をしていただけるよう、開設時と日没前の2回呼びかけをさせていただいております。本来なら、35ヶ所の避難所を事前に開設するべきだというふうには思いますけれども、やはり35ヶ所の避難所を一度に、それも事前に職員を配置して開設することは、職員数が足りなくて困難なことから、4地区の拠点となる施設の避難所を開設したものであります。避難所を変更したということではありませんので、よろしくお願いをしたいと思います。町民の皆さんが外が明るいうちに、より早く、より安全に避難行動が取れるようにしたということで、御理解をいただければというふうに思います。今後においてもですね、この手法を継続したいというふうに思っていますけれども、当然のことながらこの4施設以外でも各地域の避難所に避難をされる方がみえましたら、職員を手配して対応をしていきたいというふうに思っております。

なお、防災ガイドブックにつきましては、現在愛知県において土砂災害危険区域の指定の見直しを行っております。その内容が固まり次第、防災ガイドブックも変更したいというふうに思っておりますので、それまでちょっとお許しをいただきたいというふうに思います。

また、その時期に合わせまして、台風・豪雨時と地震時の避難所の指定を分ける作業も、区長さん方と相談しながらやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

続いて、「公用車のドライブレコーダーの設置について」であります。最近、テレビのニュースなどで、ドライブレコーダーの録画画像による悪質ドライバーのあおり運転や悲惨な交通事故の発生の様子が映し出されることが多々あり、こうしたことが議員御指摘のとおり事故の抑制にも繋がっているというふうに思っております。こうしたことを受けまして、最近ドライブレコーダーは、個人はもちろんですけれども、公的機関でも導入をするケースが増えています。近隣の市町村でも公用車の設置率に差はあるものの、ほとんどの市町村でドライブレコーダーを導入しております。しかしながら、当町ではドライブレコーダーを設置した公用車は1台もありません。事故発生時の状況の確認や職員の安全意識の向上のためにも、早期のドライブレコーダーの購入は必要だと認識しておりますので、来年度予算に公用車約50台くらいありますけれども、ETC搭載車など、職員が出張等で頻繁に利用する10台余りに、前後撮影型のドライブレコーダーを設置するための予算を要求をさせていただいております。予算執行が可能になった時点で、できるだけ早い時期にドライブレコーダーを設置したいというふうに思っております。また、ドライブレコーダーを設置した時点で、使い方の講習等を含めまして、職員の安全運転教育を設楽警察署の協力を得ながら行っていきたいというふうに思っております。以上です。

11金田 私はですね、避難所を変更したことが悪いと言っているのではありません。先ほども申しましたとおり、防災計画書とガイドブックとが現状と不一致ならば改善するために変更するのは大切なことであるし、当然のことだと思います。PDCAサイクルが働いていることで重要だと思います。ただ、変更したのならば、それを住民に早期に周知する必要があったのではないかと思います。そのへんを私はお聞きしたいと思います。そして、今回の台風に限らず、避難しようと思っていた住民が防災ガイドブックに従って、例えばですね、田口小学校に避難してしまったらどうなったのでしょうか。小学校の体育館は開いてない。ガイドブック

クを正しく理解していた正直者が馬鹿をみるようなことになってしまう。このようなことがあっては大変だと思います。前回、「広報無線で連絡したからもう住民は周知している。」と言われましたけれども、前回の同僚議員の質問の中でもありました。広報無線や屋外子局の無線の放送というのは聞きにくい箇所がたくさんあります。町内にも本当に多くあります。まして台風接近時には雨戸を締め切っているために、屋外子局がよけいに聞きにくくなっております。強い雨音で広報無線がやはり聞きにくくなっておると思います。ガイドブックの修正や、変更が速やかに、今度変更されると今聞きましたので、どのように変わるかはわかりませんが、そのへんも周知を早急にお願ひしたいと思います。再度、そのへんの思いをもう一度お聞きします。

総務課長 確かに議員おっしゃるとおり、避難所を変更したことについての住民の方々への周知というのができていなかったというのは、御指摘のとおりだというふうに理解しています。で、なんでそういうふうにさせていただいたかというのは、先ほども説明をさせていただいたとおりなんですけれども、ただその対応について、どういう形がいいかというのは、台風の状況等を見ながら災害対策本部で考えてやらさせていただいたので、今回のように太田口区の田口小学校ではなくて、特産物振興センターのほうへ避難を誘導させていただいたということになります。ですので、これからですね、来年度、これから大きな大雨等がくるようなことがないというふうに思いますけれども、来年度の区長会等に向けてですね、今回の対応等をお話をさせていただいて、こういう場合はこういうところに避難をしていただくと、避難をさせていただくというような周知をですね、していきたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいなというふうに思います。で、前にもですね、1回お話をさせていただいたとおり、最初の時は避難をする前にある程度区長さん方なり、役場なり連絡をしていただいてから、役場の職員等が行って避難所を開けるというやり方だったので、いきなりですね、個人の方が避難所の田口小学校の体育館へ行かれるということはないというふうに、私たち理解はしているんですけども、そういうことがあってはいけないので、これからもですね、広報無線等でしっかりお知らせをしていきたいというふうに思ってますし、避難所の開設につきましては、明るいうち、大雨が降らないうちにですね、台風の状況がある程度理解、状況が把握できますので、皆さんに聞こえる段階でですね、判断をして、避難所を開設して、広報無線が皆さん聞き取りできるような形でやっていきたいというふうに思っております。

それからあとですね、現実的にですね、広報無線が聞き取りにくいという地区があることも承知をしております。そのへんのことにつきましてもですね、前回、何らかの答弁でお答えをさせていただいておりますけれども、今調査をしてですね、少しでもですね、そういうところがないようにしたいなというふうに思っております。

それからあと1点ですね、この間、全協で町長のほうからあいさつの中でお話をさせていただいたようにですね、広報無線が停電が続くと聞こえないというような状況のところもあります。そこらへんのことについてもですね、町内で職員を使って外宣をして皆さんにお知らせをするとか、そういうふうな手段もですね、取っていきたいというふうに思ってますので、御理解をいただきたいと思ひます。以上です。

11金田 そうだと思います。それとですね、前回の9月議会で、同僚の加藤議員の質

問の中で、町の対応は設楽町防災計画に沿って対応していると答弁されました。そこでですね、設楽町防災計画のほうを見ますとですね、「避難所の開設は各行政区が「避難所運営委員会」を組織するようお願いしている。」と答弁されましたが、防災計画書の54ページ、第9章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策の基本方針で「町長等は、あらかじめ指定避難所の指定や整備、避難の運営体制の整備を図り、災害時における生活環境の確保に努めるものとする」とあるんですね。その中の主な機関の措置の中にですね、「避難所の指定・整備は町が行い、主な措置は避難所の整備指定・設備の整備・運営体制の整備」とありますが、そこらへんはちょっと9月の答弁とズレがあると思われかもしれませんがいかがでしょうか。

総務課長 計画上はですね、確かにそういう記入の仕方をさせていただいておるといのが現実です。で、答弁をさせていただいたとおり、現実的に職員が35ヶ所の避難所に、1人というわけにはいかないの、2人ついてると70人いる。さっきお話させてもらったように、109人の職員数です。ですので、なかなか全員がその避難所へ行ってそういう形の避難の誘導だとかってというのは、なかなか現実的には難しいというふうに思っています。ですので、今言われたことは確かにやらなければいけないというふうに理解してますし、例えば今の台風じゃなくて、地震時については、実質災害がおきたらそこへ、例えば田口の特産物振興センターへ来て下さいよって言っても、実際は来れない状況になる可能性が高いので、やっぱり地域の中で個別の避難所へ避難をしていただくということが原則になります。そしたらやっぱりそこへは職員なり、また応援の人たちが行ってどういう状況かというのを確認をしながら、役場と連絡を取りながらその避難の状況を確認して、どういう物資が必要なのかとか、そういう段階だというふうには理解してはいますが、ただその台風時なんかはさっきも話をさせていただいたとおり、早めの状況の把握ができますので、そういう形でやっていきたいというふうに思っています。ですので、今の言われたことについては、役場の職員はなるべく早く行って、今でも2人ずつつけてやるようにしてしますので、避難所でこういうことをやりたいというような御意見がありましたら、役場の災害対策本部のほうへ言っていただければ、適宜対応をしていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

11金田 先ほど総務課長言われました自助、共助。それはね、私もそのとおりだと思います。で、これからは我が身のこと、近くのこと、皆さんで協力し合って助け合おう。大変大切なことだと思いますし、私もそう思います。そのことに関しては、ですから自主防災がもっとしっかりして、もっと役場職員いたら、役場に頼ることなくやるべきだと思っております。ですけども、これガイドブックみたいな書類が残ってしまいますと、やっぱり皆さんはこれを見てしまいます。ですから、先ほどお願いをしましたように、来年度ですか、このガイドブックを修正というだけ、作り直していただける、見直していただけるんならば、そのへんをもう少し詳しく、思い切って避難所の数もこんなにたくさん作らずに減らす手もあるんじゃないかなと、私はそう思うんですね。だから、「どうせよ、こうせよ。」ってまでは言いませんけれども、そのへんの見直しも含めまして、思い切った改善もいいんじゃないかなと思います。

そしてもう1点ですね、ドライブレコーダーの件です。うちの公用車、確かに1台もドライブレコーダーついておりません。それに、約50台中10台ですか、予算を一応見込んでいただけたという、これ、ごめんなさい。私知らなかったもん

ですから、今回質問させていただきましたけれども、10台の車、できれば全車つけられれば一番いいんですけど、いっぺんには無理ですけども、徐々につけて、1個25,000円くらいしますか。今のドライブレコーダーは。ですから、徐々につけていっていただいでですね、事故はしてほしくはないですけども、事故防止対策の教育の一環として使っていただければなと思います。で、このドライブレコーダー、50台中10台ってというのがさっきの答弁だったと思いますが、ちょっとその数字は間違いなかったのかどうか、再度確認をお願いします。

総務課長 先に言ったやつ、避難所の数につきましてはですね、一応私ら勝手に決めるわけにもいかないので、思い切った改革は必要だというふうに理解してはいますが、一応区長さん方と相談をしながら区民の皆さんの安全のためにどういうふうな方法がいいか確認を取りながら直していきたいというふうに思っております。

それから、ドライブレコーダーにつきましては、近隣の現場に歩く車等が役場の中にありますので、それを含めると約50台弱あります。で、出張にですね、名古屋だとか豊橋だとか、そういうところに多く出かける車については、ETCがついてますので、そういう車について10台あまりありますので、そちらについて予算要求をとりあえずさせていただいたという状況であります。以上です。

11金田 はい、わかりました。できるだけ予算をたくさんもらって次年度からもたくさんつけていただいでですね、事故防止に努めていただければと思います。

時間はたくさん残っておりますが、今日7人もの質問がありますので、私の質問はこれで終わらせていただきます。

議長 これで、金田敏行君の質問を終わります。

お諮りをします。休憩をとりたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは10時35分までといたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時35分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番田中邦利君の質問を許します。

10田中 それでは通告に基づきまして、質問をさせていただきます。質問の第1は、「獣害対策ならびに捕獲奨励金について」であります。過日、町猟友会の総会が盛会のうちに開催されました。会場の雰囲気は、若い人の参加者も増え、猟友会の将来に頼もしさを覚えるものでした。これは、特定鳥獣保護管理計画や広域鳥獣被害防止計画、すみません、長い名前です。申し訳ありませんが、この際ぜひ覚えていただきたいんですが、「特定鳥獣保護管理計画」や「広域鳥獣被害防止計画」に基づいた鳥獣害対策と、狩猟従事者ならびに有害鳥獣捕獲従事者確保のための支援策の賜物であると強く感じました。ただ、そういうものの一方では鳥獣被害はまだ収束には向かっておらず、イノシシ被害においては食害に留まらず、畦畔や道路法面の掘り返しなど、被害が広がっています。ニホンジカ被害においては近年激増し、出没地域は全町にまたがるようになり、水稻苗、若木の芽、枝葉、樹皮までに及ぶ食害被害が広がっています。こうした現状から、町はいっそうの鳥獣被害対策を強める必要があると思います。

そこで、まず第1に、鳥獣被害対策の3つの柱、「捕獲」「侵入防止」「生息環境管理」について、取り組みの現状ならびに今後の課題はどのようなか、質問する

ものであります。簡潔な説明を求めます。

さらに、鳥獣害の近年の年次推移はどのような傾向かをお聞きします。それとともに、捕獲対策における奨励金の役割、意義についてはどのように認識しているかお尋ねをします。鳥獣の捕獲と捕獲後の処分には多大な時間と労力がかかります。そのため、狩猟に参加する者は年々、減少傾向です。新たな捕獲従事者の確保・育成も課題となっています。現在、町においては国庫補助の「緊急捕獲事業」と町単独事業の「鳥獣捕獲事業」で奨励金が支払われ、イノシシについてはそれぞれ7,000円と10,000円、ニホンジカについては7,000円と20,000円、サルについては7,000円と30,000円となっています。ジビエの搬入肉については、国庫補助の奨励金が9,000円となります。奨励金交付の申請にあたっては、捕獲獣の写真や尻尾などの証拠物の提供が義務付けられています。

奨励金交付の結果、その総額は平成29年度においては国の捕獲事業で8,716千円、町単独事業で20,320千円と総額29,036千円になっています。そのなかで、今、有害鳥獣捕獲奨励金の見直しが言われているわけですが、改めてお尋ねしますが、見直しするというその理由は如何なることによるものか。そして、見直しの具体的な内容はどうか、また、今後の実施予定はどのように考えているか、お尋ねします。

前述のように捕獲奨励金の財政支出が多額になっており、それはすなわち有害鳥獣の捕獲数が増えていることを物語っていると思いますが、それでは、有害鳥獣の生息数はどう変化しているか、お示してください。

捕獲数の増加それは奨励金の財政負担が増えていることですが、そのことが、直ちに有害鳥獣の減少と被害の減少に結びつくとは限りません。イノシシ、ニホンジカが里山に住み着き、農地から容易に食料を獲得できる彼らの生息環境の下では、繁殖が捕獲を上回っている可能性は十分にあります。奨励金の引き下げによる捕獲気運の減退、それに伴う捕獲数の後退で、鳥獣害が今以上に増加する恐れもあります。見直しは慎重に判断する必要があると思うのですが、町はどのように考えるかお尋ねします。

冒頭、狩猟従事者ならびに有害鳥獣捕獲従事者への町の支援を評価させていただきましたが、猟友会、有害鳥獣捕獲従事者は町と二人三脚で鳥獣害対策に取り組んできました。鳥獣保護管理や被害防止の事業推進にあたっては、この関係は今後とも継続されなければなりません。したがって、猟友会などへの丁寧な説明と全体的な了解をとりつけることは最低限必要です。それはどのように行うのか、お答えください。

次に、「学校体育館のエアコン設置について」伺います。町立小中学校へのエアコン設置については、小中学校の全教室と特別支援教室、パソコン室などに設置する計画が先の議会全員協議会において公表され、今議会の一般会計補正予算において、1億1100万円余の予算が計上されました。その財源内訳は、国庫補助金として冷房設備対応臨時交付金が25,666千円、町債として学校教育施設等整備事業債が51,300千円、そして残額が一般財源となっています。そして、これら空調整備工事費は翌年度に繰り越され、来年の工事实施となります。前の議会の答弁に続いて、エアコン設置の前向き、迅速な対応を評価するものですが、この際、小中学校の体育館にもエアコン設置を実現する考えはないか質問をします。学校体育館は教育上はもとより、災害時には指定避難所にもなる施設であります。よって、エアコン設置を学校体育館にも広げる考えはないかお聞きするものです。

さらに、体育館に設置するに可能な、また有利な国の財政措置があると聞きます。以下、それらについて伺います。

1つ、体育館エアコン設置に関連する「大規模改造事業（空調設備）交付金」について、その補助率、工事費上限額、地方財政措置などの内容についてお尋ねします。

2つ、国の補正予算で自治体の建設事業が採択された場合、国の補正予算ですら採択された場合、多くが通常の起債充当率や交付税措置率ではなくて、有利な「補正予算債」として扱われると聞きます。「補正予算債」によった場合は、どのような財政措置になるのか、また、体育館への設置はその対象事業になると思いますが、どうでしょうか。

3つ、総務省の「緊急防災、減債事業債」でも、指定避難所になっている学校体育館にエアコンを整備することができると聞きます。この事業費の起債充当率、交付税措置などはどうか。

以上、答弁を求めて、1回目の質問といたします。よろしくお願ひします。

産業課長 それでは御質問の獣害対策に関する件、産業課からお答えします。

1つ目の、取り組みの現状、今後の課題について説明します。鳥獣害の中でも特に、ニホンジカとイノシシに関する取り組みの現状は次のとおりになっております。捕獲数について、イノシシは、年によりばらつきはありますが、300から400頭あたりで推移しております。ニホンジカにつきましては、平成25年が119、26年に258、27年に440、28年756、29年が849頭と一貫して増加を続けております。侵入防止柵、ワイヤーメッシュですけれども、の設置延長は、平成24年に約延長10km、それから25年が26km、26年に約13km、27年6km、28年に3km、29年は設置なしということで、このワイヤーメッシュに関しましては設置する場合に、費用対効果の計算が求められますので、効果の発揮できる場所は、ほぼ設置が終了したということかと考えられます。生息環境管理については、森林環境の改善であったり、集落周辺の耕作放棄地の管理などが考えられますが、森林への関心の低下や人手不足、これらにより、十分な管理ができていない状況かと思っております。これは、今後の検討課題になろうかと思っております。

2番目の鳥獣害の年次推移です。農作物の被害は、金額ベースで言いますと、25年が338千円、26年に371千円、27年395千円、28年が362千円、29年に335千円という数字があります。あまり金額的な大きな変動は、この数字からは読み取れません。ただし、これはですね、農家の申告により集計した数字でありまして、細かく調査できているものというものではありません。感覚で申し上げますと、以前よりも農業への被害報告や相談については少なくなっているのかなという感じはあります。侵入防止柵の設置の効果が出ているものと考えております。

奨励金の意義というお話がありました。奨励金についてはですね、従事者の捕獲意欲の向上に役立っているというか、向上に寄与していると考えております。

農業被害のですね、相談は先ほどお話しましたが、減っているという感じなんですけれども、夜間の道路での目撃情報ですとか、車との衝突、それから先ほどの法面の荒らす状況、などを見ますと、生息数が減っているとは思えないのが現状だと思います。4番目の質問に生息数という質問があります。それに関連いたしますけれども、設楽町での生息数の変化は、現状では、数として把握はできておりません。生息数については、愛知県が平成29年3月に策定した「第2種特定鳥獣管理計画」の中で、これは29年度から5ヶ年の計画ですけれども、この中で

各種調査を踏まえた生息数を推計しております。27年の推計の生息数は、愛知県内で22,880頭と推計されております。国はこれを半減させるという目標をたてておるわけですが、この目標に沿って計算いたしますと、平成35年に8,476頭になるように捕獲を進めたいということになります。県内での捕獲数を年間4,000頭と計算いたしますと、生息数はほぼ横ばいで減少しないという試算になります。捕獲数を年間5,000頭で計算いたしますと、平成35年に9,368頭の予測がありまして、国の削減目標に近い数値になります。県内で5,000頭の捕獲を設楽町に置き換えて計算しますと、年間786頭ということになりまして、設楽町ではこの数値を目標に捕獲を進めてきております。

3番目、5番目、6番目の質問については、関連がありますのでまとめてお答えいたします。有害鳥獣捕獲奨励金の見直しの理由になります。最近の捕獲奨励金の金額ですが、平成25年に総額8,000千円であったものが、26年に15,000千円、27年に17,000千円、28年・29年は2年とも約29,000千円という支出になっております。国庫補助金を充当しておりますけれども、28・29年は町費で約23,000千円の持ち出しとなっているのが、見直しの1つの理由になります。

近隣町村との奨励金の単価を比較します。ニホンジカに関してのみいいますけれども、東栄町と豊根村の1頭当たりの奨励金の単価が16,000円なのに対して、設楽町は27,000円となっております。これが2つ目の理由になります。

それ以外に、以前、議会にも報告させていただきましたけれども、報奨金目あてでニホンジカの不正捕獲があったということも理由のひとつと考えております。

見直しの具体的な内容です。他町村に比べ単価の高いニホンジカを近隣町村並みの単価に見直したいと考えています。ただし、捕獲の意欲を減退させるのはよろしくないなので、一気に引き下げるのではなく、段階を追って、5年ほどかけて、5年ですと毎年2,000円の引き下げということで考えています。ただし、実施の途中で、捕獲頭数の変化、獣害被害の状況などを注視しながら、場合によっては単価の引き下げを再検討するなど、状況判断をしながら、対応したいと考えております。従事者への説明と了解について説明します。設楽町猟友会の役員会には、今までも概要をお話してきました。これからも丁寧に説明し、了解を得たいと考えています。先日、多くの従事者が集まる、先ほど話がありました設楽町の猟友会の総会の席で、場所としてはちょっと不似合いだったかもしれませんが、見直しの概要、話についても触れさせていただきました。具体的な金額、スケジュールについては、今後、決定次第、通知をさせていただき、了解願いたいと考えています。何分、従事される方にとっては、不利になる方向になりますけれども、町財政も勘案いただきまして、御協力をお願いしたいと考えております。以上です。

教育課長 それでは、「学校体育館のエアコン設置について」、お答えさせていただきます。11月19日の議会全員協議会で小中学校の普通教室、特別支援教室等へのエアコン設置について説明させていただきました。12月補正で工事費の計上をお願いしているところではありますが、今回、地元業者に依頼した見積もりの工事の内容の中には新しくキュービクルを設置するとか、今あるキュービクルを増強させるというような工事は含まれておりませんので、電気代についてもそれほど増額になることは想定していません。さらに、教室と比べ広大な体育館までエアコン設置をするとすると、かなり能力の高いエアコンとキュービクルの新設や増強が

必要になると見込まれ、工事費や設置後の電気代が高額になることが想定されます。まずは普通教室等に設置させていただきまして、猛暑時でも子供たちが避難できる教室等を確保していきたいと思っておりますので、今のところ体育館への設置は考えておりませんが、今後の気象状況や近隣市町村の動向には注視してまいりたいと思っております。

次に、「大規模改造事業（空調設備）交付金」についてです。この交付金の補助率は1/3で、補正で創設されました冷房設備対応臨時特例交付金と同じく設置面積に配分基準単価23,200円を乗じた配分基礎額の1/3となります。また、工事費の上限額は2億円です。

財政課長 2番目の質問の後半からは、財政課のほうからお答えしたいと思っております。地方財政措置についてです。大規模改造事業については起債が活用できます。この場合、学校教育施設等整備事業債のメニューの中に大規模改造事業というものがありますので、それを活用します。で、大規模改造事業には、補助事業と単独事業、2種類ありまして、どちらかの活用が可能と考えられます。補助事業の対象となれば、事業費ではなく、教育課長が先ほど述べたとおり配分基礎額から交付金部分、この場合ですと交付金が1/3となりますので、その金額を除いた2/3の配分基礎額の75%に起債を充当できます。これに関しては、交付税措置として元利償還金の30%が基準財政需要額に算入されます。一方、単独事業となった場合は、建築後15年程度を経過した施設で事業費が400万円以上の要件をクリアする必要があります。この場合の充当率は、事業費の75%で、交付税措置としては元利償還金の50%が基準財政需要額に算入されます。

3番目の補正予算債の関係です。今回、国の補正予算措置において新たに冷房施設対応臨時特例交付金が創設され、本町でも要望調査において希望する旨の回答しておりますが、教育課からの情報によりますと、未だ交付要綱が策定されていないということですので、事業の対象となる施設の範囲が不明です。同じく教育課からの情報によりますと、要望調査時点では普通教室、特別教室、体育館までが対象となっていたようですが、本町も含めほとんどの団体が普通教室への整備を最優先すると考えられますので、それだけで補助金の枠が埋まってしまう可能性があります。仮に枠に余裕があったとしても、次は特別支援教室や特別教室への整備が考えられますので、体育館への整備分までが対象となるかわからないのが現状です。なお、補正予算債は、あくまでこの交付金事業分についてのみが対象となっておりますので、要綱において体育館が含まれれば補正予算債の対象となります。続いて、今言った冷房施設対応臨時特例交付金に伴う補正予算債の財政措置についてお答えします。この場合は、事業費ではなく、大規模改造事業交付金同様に配分基礎額の1/3に対して交付金があります。これは今回の12月補正でも要望しておりますが、残りの2/3の部分について起債を100%充当できます。そして、交付税措置としては元利償還金の60%が基準財政需要額に算入され、残りの40%が単位費用、これは標準団体の経費として算定された数値により措置されることとなっております。

最後の「緊急防災・減災事業債」については、起債充当率100%、つまり実際の事業費が全額対象となります。また、交付税措置として元利償還金の70%が基準財政需要額に算入されます。この起債を活用する条件としては、緊急性・即効性の観点から単独事業であること、また、いわゆる一般家庭用のルームエアコンタイプ以外であることが条件となっております。以上です。

10田中 まず産業課長にお伺いします。ニホンジカについては、毎年2,000円ずつ減らしていった近隣市町村並みにしていくんだということがお答えがありました。が、毎年ちいとずつ減らしていくというのは結構なんです。が、イノシシはどんなふう考えてみえるのか。

それからですね、不正捕獲のことを言われました。で、その不正捕獲がたくさんあると、かなり捕獲奨励の財源がいると思うんですが、その、どの程度あるかというのは数字はつかんでみえるのでしょうか。

産業課長 まず1点目のイノシシの単価についてはどのようなお考えかということ。これはですね、イノシシについては、近隣ともほぼ足並みが揃っておりますので、見直しの予定はありません。

それから不正捕獲の額とか量とか、そういう部分ですけれども、たまたまですね、今回の不正の話は警察に情報がいきまして、警察が確認して不正だという判断が出たという案件であります。で、町として奨励金をお支払いするときは、写真と尻尾を確認してお支払いをしております。その中には、不正というものはありません。以上です。

10田中 まず、不正捕獲の関係なんです。町がですね、町外の方にも捕獲従事者証というものを交付して、設楽町内の獣について捕ってくださいと、こうやるわけですね。で、その方はたぶん猟ができる人ですから狩猟免許を持っておったり、あるいはよその町村の従事者証も持っていると思われるんでね。そうするとよそで捕ったやつ、狩猟免許があれば全県、あるいは県外でもいいという場合もあるんでしょうけれども、そういうものを捕りますよね。で、尻尾だけとって、設楽町が単価高いものですからお願いしますと持ってきたら、その証拠をいろいろ工夫して、そういう不正がないようにやるんだけど、どうしても紛れ込む可能性はいろいろあるんだろうなと。考えるに。で、皆さん、猟に従事されている方はそういうことを指摘されるんですね。で、だとするならばですね、その問題をもう少し解決する。そうするとその予算がそんなに増えないかもしれないということがあります。

で、そのこととですね、それから猟友会や従事者にこれから説明じゃなくて、周知するんだということの意味をおっしゃってございましたけれども、私はですね、やっぱりそういうことでなくて、勝手にですね町が決めて、「こういうことでやりますから協力をしてください。」じゃなくて、まず了解を取り付けること、それから不正な申し込みがないかどうか、そこらへんをはっきりさせたいですね、やっぱりそのうえで段階的に奨励金を減らしていくということだったら多少は理解ができるんですけどもね、そうではないということで、私は納得ができないわけですね。

それからですね、時間がだいぶ経ちましたけれども、次から肝心なことを言いますので。シカの20,000円がどうして高いのかということをお聞きするんですけども、産業課長、農業と林業の違いというのは为什么呢。

産業課長 まず1点目の不正、町外からの持込みというような話がありました。で、まず1つは、駆除というのを前提としておりますので、尻尾は1頭に1本しかありませんので、確実に1頭は仕留めていると。ただその場所の問題になろうかと思えます。で、ですね、その写真を添付してもらわなければならないわけですが、なかなか尻尾だけに尻尾がつかめないといいいますか、確実に1頭は駆除していただいているということで、奨励金としてお支払いをしているのが現状であります。

猟友会への周知ということですがけれども、丁寧な説明はしていきたいと考えております。ただ、了解が得られなければそれはやめるかという話になると、そこはやはり町の財政とかそのへんも総合的に考えて判断していくべきものと思っております。で、なかなかですね、猟友会員120、130名、従事者として、猟友会員じゃなかったです。すみません。従事者としてそういった人数がいるわけですがけれども、皆さんにお集まりいただいて説明というのがなかなか難しい状況かなというふうに、課長としては思っております。

最後の農業と林業の違い、ちょっとどういうふうにお答えしたらいいのか。野菜を作るのが農業で、木を育てるのが林業というふうに理解しております。以上です。

10田中 実施時期をですね、来年即やるじゃなくて、再来年からやるとかね、そういうことを私は要求、要望しているわけなんですけど、農業と林業の違いというのは、いろいろな見方があると思うんですが、私はですね、農業の農産物の収穫というのはだいたい1年ですよ。1年でお金になる。ところが、林業は50年、60年経たないとお金にならないんです。で、例えば食害、イノシシやシカの食害があったとしても、農業は1年の被害で済むんです。ところが、林業は1回食害があると、50年先に台無しになるというか、もう製品にならなかつたりする。で、そういう被害の深刻さがあるわけです。ですから、そのためにですね、もちろん大型獣ですから、始末というか、捕獲にも労力がほんとかかることもあるんですが、実はシカがそれだけ高く設定されたというのは、たぶん林業の被害に対して本当にこれを守らなければいかんということで、そういう大きな奨励金を、多額の奨励金になっているというふうに、私は理解されるわけです。で、ずっと産業課長の答弁を聞きますと、奨励金はですね、猟友会員や従事者に与えているわけではないんです。で、私も猟友会員ですが、そんなことで思われとったら心外であります。で、それは、個々の人たちに奨励金を付与することじゃなくて、農林業を守っていくということなんです。で、そして、この設楽町の美しい環境とか、暮らしやすい町を作っていくと、そういう意味合いを持っていることではないかということなんですけど、その点について、産業課長どのようにお考えでしょうか。

産業課長 おっしゃるとおり、林業の被害、50年かかるものが被害にあうというような、確かにそうです。で、その被害にあう実際の林業の被害のポイントですがけれども、植林した木が頭かじられてほうきのようになってしまいます。そういう、被害にあうタイミングっていうのが非常に限られていてというか、タイミングがあると、私は思います。植林してからちょっと正確なことは私言うことできませんけれども、例えば5年とか、シカよりも上に芽が伸びた段階で、致命的な被害にはあわないのかなという気もしておりますので、その50年間の被害を減らすために高く奨励金を設定したこともあろうかもしれませんが、とにかく平成25年ですね、その制度で金額も上げ、国のほうの奨励金も制度ができあがったという段階です。非常に被害が目立ってきたと、これは何とかしようという流れで高額というか、そういう奨励金が設定されたのかなというふうに思っております。

10田中 産業課長、もう少し、ちょっと認識が私と違うんですけど、シカやなんかの頭の、要するに口っていうか、届くところまで以上に育てば大丈夫だという認識じゃなくて、私は皮を、特にヒノキなんか皮を食べちゃう。そうするともうその木はずっとその先も製品にならないということがあるし、それから下の下草も食べちゃうということになると、今度は土砂崩れというか、土地が流失してしまう

と、そういう被害もあって、だからそのイノシシが林業においてですね、いろいろ被害を与えるというのは、本当に力入れて対策をたてていかなければならないという意味合いを持っていると思うんです。で、町長にお聞きします。本当に今獣害に悩まされている農業、林業従事者、この方たちの仕事の意欲、さてはですね、この地で生きていく、生存に関わっていく問題だというふうに、私はこの獣害対策ならびに奨励金の問題は捉えるわけですが、ぜひこれ慎重に進めていただきたいというふうに思いますが、町長の見解をお聞きします。

町長 この獣害対策に対する奨励金、報償費という形で、特に今議論をしていただいておりますシカの捕獲が27,000円、これを近隣の町村と比較して10,000円高いというような状況の中で、今後はこれを見直しをしようという答弁を今させていただいております。しかしながらですね、この20,000円にしたというのは、そもそもものすごくシカが影響が多いという意識の中から20,000円にさせてもらったという、私個人はそういう思いでこうした制度を作らせていただいたところです。で、現にそのことが成果として、先ほど課長の話にもあったのですが、捕獲頭数が、年々捕獲頭数増えてきています。ですので、これは一定の効果があるんだろうなというふうに私も認識はしておるところですが、今言われるように、林業の面で考えても、そりゃあ確かに木の芽を食べる。これから長い成長期をむかえていく木のためには良くない。そして一方では言われたように、毎日の暮らしの中で一生懸命丹精込めた野菜が単年、単年で食い荒らされていってしまうと、農業に対する意欲もなくなる。そういう状況も如実に表れてきておる。そこが現実だろうと思っております。で、そこを解消するために、私は20,000円という上乗せをさせ、10,000円の上乗せを他よりも多くさせていただいたところなんです。やはり申し上げたように、一定のこういう効果が出てきておる。これは何かというと、やはり猟友会の皆さんがそういうことへのものすごく町との兼ね合いの中で理解をしていただき、頑張っていたいただいた結果だろうというふうに思っております。したがってですね、先ほど申し上げておりますように、今後、毎年是正を図りたいというふうには申しておりますけれども、その中で、やはりこれからの捕獲頭数ですとか、実害、そして影響に及ぼす被害等を見定めながら、捕っても捕ってもこれが減らないぞと、被害は全然変わらないということであれば、これはこれを安くしてまで放置することはできないというふうに思っておりますので、この改善方法というのは考えなければいかんと思います。したがって今の状況を見ながら、そして状況等を勘案する中で、今後その部分は慎重に考えていきたいなというふうに思っておりますが、当面、今までの状況を勘案すると今の考えられる方向で進めていきたいということでも考えておりますので、しかし申し上げたように猟友会の人たちが一緒になってやろうというその意欲を半減させる、それはできないなと思っておりますので、そこは注視して検討していきたいと思っております。以上です。

10田中 実施の延期をぜひお願いしたいということと、最後にエアコンの問題ですが、先ほども説明がありましたように、工事費の上限額からすると体育館も含めることができるのではないかとということで、今後の気象状況にもよるとということのお話がありましたので、ぜひこれも検討していただきたい。以上お願いしまして、質問を終わります。

議長 これで、田中邦利君の質問を終わります。

議長 次に、5番金田文子君の質問を許します。

5金田 5番金田文子です。通告に従い、質問いたします。始めに教育課に質問します。置き勉と呼ばれる、勉強道具を学校へ置いておくことへの配慮についてです。文部科学省は、児童生徒の携行品の重さや量が過重になることで、健やかな発達に影響が生じかねないこと、機敏な安全行動の妨げになる恐れがあることなどの懸念や保護者からの配慮を求める声が寄せられたことから、「児童生徒の携行品に係る配慮について」という通知を9月6日発出しました。そこには各学校における実際の工夫例が示されておりました。私のヒアリングの範囲では、すでに十分な配慮をしている学校もありました。町内全学校の「置き勉への配慮」の広がりはどうでしょうか。教育課では、この機会に改めて置き勉について検討し適切な配慮を講じたのでしょうか、伺います。

次に、児童生徒の入学時にかかる保護者の費用負担の現状と軽減の工夫についてです。特に入学時には、各家庭で購入すべき物品や学校で集金する金額は多額になります。ある学校では、購入必要物品を調達した場合の合計額は102,656円、4月～5月の学校での教材費等の集金額は、17,281円だったと聞いております。義務教育ですから、子供の教育にかかる費用は原則、保護者負担であるものと承知していますが、さすがに大きな金額です。これらの保護者の費用負担を軽減するための工夫はどうしていますか。さらなる配慮はできないのでしょうか、伺います。

3番目は予算編成方針から編成過程について質問します。現在、平成31年度予算の編成作業にお骨折りいただいています。予算編成方針が早い段階で住民へも公表されるようになったことは大変な進歩であると喜んでおります。9月28日発出された通知「平成31年度の当初予算編成方針について」には、今後続く厳しい財政運営への覚悟がにじみ出ていると読み取れました。選択と集中による事務事業の再編が重要であることが謳われています。ゼロベースの視点でニーズ、必要性、とウォンツ、願望、の整理をし、事業実施の妥当性を見極めることとされています。そこでニーズの把握・整理についてお聞きします。方針の「第1一般的事項の1項目(2)」に「事業創設と事業廃止は、車の両輪の関係であり、地区懇談会・審議会等各種会議における住民意見等を踏まえて再構築を進めること」があります。住民の意見聴取はニーズ把握に欠かせません。具体的にはどのような聴取をなさったのか、若年層や女性からのニーズにはどのようなものがあつたのか伺います。そして意見聴取の結果、事業創設及び廃止の事務事業(案)は出ているのか伺います。

さらに、「第1一般的事項1項目(6)事務事業評価」についてです。「決算を活用する場合、単に予算の執行率にとらわれるのではなく、事務事業評価を基に、さらなる効果を挙げるための手法を柔軟に検討すること」があります。さらなる効果をあげるために、どのような分析評価に基づいて事業が計画されたか、住民には知る権利があり、行政は説明責任を果たさねばなりません。事務事業評価は開示できるようになっていますか、お尋ねします。

最後に「半農半Xのススメ」についてです。今日、中山間地の農業を語るとき、少子高齢化、担い手不足、耕作放棄地の拡大など、暗い材料ばかりにみえますが、食料自給、農地保全の重要性は変わりません。また持続可能な地域として我が町の発展という視点からも農ある暮らしを守りたいと考えます。資料提出をお願い

してありましたところ、表にまとめてわかりやすく資料を提出していただきまして、ありがとうございます。

まず最初に、設楽町の農地保全の現状についてお聞きしたいと思いました。日本の農家はほとんど兼業であり、しかも第2種兼業農家、「第2種兼業農家」とは、農業所得を主ではなく従とする兼業農家であります。設楽町も多くの兼業農家の皆様が農地の保全を担ってこられました。設楽町の農地は保全されているのか、これからされていくのか、現状をお知らせくださいとお願いしてありました小文字の i、ii、iii の質問項目については、先ほどお礼を申し上げた参考資料で一目瞭然、よくわかりました。もし何かこれに補足することがあれば、後、お答えでよろしくお願ひいたします。

さて、日本の農業発展のためには集約化、規模拡大、主業農家支援に国の政策が傾くのはいたしかたないとしても、我が設楽町の荒廃を防ぐには、規模は小さくて副業でも、兼業農家を継続していただいたり、農ある暮らしをしたい U ターン・I ターン者と呼び込んだりする方策が必要であると考えます。質問②の項目です。兼業農家を存続しよう、U・I ターン兼業農家を誘引しようとするインスパイア、着想したり、鼓舞したりする施策はありますか。それはなんですかということをお聞きしたいと思ひます。

最後に③の項目「半農半 X」の施策化についてです。半農半 X というライフスタイルについては、時間短縮のため通告書をごらんくださるようお願ひいたします。

設楽町でも、地域特性を踏まえ「半農半 X」を施策としてはいかがですかと提案します。9月に議会行政視察で島根県の中山間地、本町と人口規模や地勢などの条件が似通っている小規模自治体を視察してまいりました。各町村に「半農半 X」の仕組みが確立されており、成果を上げているようです。添付資料には議会行政視察先を含む、島根県中山間自治体の取り組みから、「半農半 X 実践者向け営農モデル例」をつけてございます。「半農半 X」施策の考え方を問ひます。以上1回目の質問を終わります。

教育課長 それでは教育課のほうから、1つ目と2つ目の質問についてお答えをさせていただきます。

まず1つ目ですけれども、文科省から示されました工夫例では、日常的な教材や学習用具等について「宿題で使用する教材等を明示することにより、家庭学習で使用する予定のない教材等について、児童生徒の机の中などに置いて帰ることを認めている」、「同じ日の授業で多くの学習用具を用いる場合には、あらかじめ数日にわけて持ってくるよう指導するなど、児童生徒に教材等を使用する見通しを明らかにして、携行品の分量が特定の日に偏らないようにしている」、「教科用の特別教室で使用する学習用具の一部について、必要に応じて、特別教室内の所定の場所に置くことにしている」、「書写の授業があった際には、汚れた筆は持ち帰ることにしているが、その他の用具は学校に置くことを認めている」、「部活動の用具のうち、個人が所有するものについて、鍵のかかる部屋やロッカーであれば、置いて帰ることを認めている」などを含めまして、12の取組みが示されました。町内小中学校の現況ですけれども、田口小では4つの取組み、清嶺小でも4つの取組み、田峯小では9つの取組み、名倉小でも9つの取組み、津具小では8つの取組み、設楽中では4つの取組み、津具中では5つの取組みが実施されており、各学校でそれぞれ必要に応じた配慮がなされています。

次に2つ目ですけれども、現在、入学時にかかる費用の軽減のための支援としましては、就学援助制度に基づき、支援が必要な準要保護児童・生徒に対して、平成29年度より学用品費、通学用品費、新入学用品費、修学旅行費、校外活動費、学校給食費の援助のうち、新入学用品費について就学前支給を始めまして、平成30年度就学の児童1名、生徒1名に支援を行いました。今後も町内の小中学校に就学している子供たちがだれでも学校で楽しく学べるよう、引き続き低所得者等の実態把握に努めながら、制度に基づき教育に必要な援助を行い、31年度に就学する児童、生徒のうち、支援が必要な児童、生徒に対しましても新入学用品費の就学前支給を行いながら、低所得者世帯の経済的負担の軽減を図ってまいりたいと思います。以上です。

財政課長 続いて、3番目の「予算編成方針から」ということで、2つの御質問があります。最初の「事業創設・廃止は住民意見を踏まえて再構築」のための意見聴取について、お答えしたいと思います。御存じのとおり、現在、平成31年度当初予算編成の査定中でありますので、御質問の内容に対して具体的な答弁ができない部分があることをまず御了承ください。御質問の住民の意見の聴取やニーズ把握についてですが、地方公共団体が事業を実施する上で当然の事項であり、財政状況のいかんに関わらず職員が常に意識を持つことが重要と考えます。その機会は、広く考えれば職員が公務の場合はもちろんですが、地域の一住民として住民と接する場面の全てが考えられますし、形式を伴うものであれば、本年実施した町内4地区での地区懇談会のようなものが考えられます。この件については、8月22日の議会全員協議会でも概要を報告しておりますが、内容を総括しますと、要望よりも町のいろいろな事業についての現状や進捗に関する説明を求められたと考えています。その中でも防災行政無線の難聴解消や町道の改修要望、小中学校のあり方の検討などの要望がありました。その他の要望や若年層、女性からのニーズ把握については、各課の担当の日常業務や各種委員会・協議会、あるいは行事や説明会等の際に現場で伺っているものと考えておりますが、財政課では具体的な内容まではとりまとめていません。全ての要望を実現することは不可能と考えていますが、そうした要望やニーズの必要性、緊急性を踏まえて各課が選択して予算要求をしているものと考えています。

次の事業創設や廃止については、現在査定中でありますので確定したものではありません。よって具体的な答弁はできませんけれども、これは毎年度の査定の中では、そういったことも議論・検討を行っております。今回の予算編成においても、いくつかの事業については拡大等の要望があります。廃止や縮減については、過去の経緯や事業の必要性の見極め、また、総論では賛成だが各論になると反対といった声もあるようで、なかなか決断が難しいのが現状です。

次の「事務事業評価」の開示についてです。事務事業の分析評価については、毎年度の決算において、具体的には決算成果報告書において行っています。決算成果報告書は、平成28年度分から内容を一新し、主要事業に関する実績成果を数値で表すとともに、課題や今後の計画等についても概要を記載しています。先進自治体の事業評価のレベルまでには到達していないことは重々承知していますが、少しでも近づけるよう、あわせてわかりやすいものとなるようにしていきたいと考えています。また、これも毎年度行っていますが、決算認定後に広報誌にその概要を掲載しています。こちらについては、誌面の都合上詳細な内容の説明とはなっておりません。ちなみに、議員御指摘のとおり、毎年度の決算審査及び

決算における事務事業の分析評価に基づいて、事業の見直しや課題等への対応を検討し、翌年度の予算編成に反映させることとしています。

最後の事務事業評価は開示できるかということについてですが、これはできるか、否かという回答にはなりませんけれども、御存じのように限られた職員が広範囲の事務をこなしております。先進自治体のように事務事業評価を専門的に実施することは難しいと考えられますので、現状では決算成果報告書の充実を図るとともに広報誌への掲載方法を検討していきたいと考えています。以上です。

産業課長 それでは、半農半Xの関係、産業課からお答えいたします。まず1番目の「設楽町の農地の保全の状況」ということで、表をお配りさせていただきました。出典はですね、農林業センサス。若干補足説明いたしますけれども、専業農家と兼業農家を足したものが販売農家の数になります。兼業農家には、農業が主になる第1種と、農業が従、ほかの仕事のほうがメインになる第2種があります。第2種についてはかっこ書きで内数で記載させていただきました。

2番目のですね、「兼業農家存続のための施策」ということでお答えいたします。農地法はですね、農地の保全を前提としたものでして、農地が分散することを規制するために、小規模の面積での所有ができないということになっております。愛知県では、基本的に農地を取得する場合は、取得後の面積が50a以上でないと取得できないということになっております。ただし、平成21年12月の改正農地法により、市町村の農業委員会は、別に面積を定めることによって、それを公示することによって、面積を所有できる農地面積の下限として設定できるとされました。設楽町では、小規模で生産性の低い農地が荒廃農地にならないようにするために、平成26年度に所有できる下限面積を30aに変更しまして、また、27年度にはその数字をさらに下限面積を10aに引き下げて、小規模な農地であっても所有できるようにしております。さらに近年ですね、空家と一緒に農地も譲渡したいが、小規模で下限面積以下のため、譲渡できない事例が発生してきました。この問題を解決するため、空家バンクに登録された家屋に附属した農地で「設楽町空家付き農地」として指定された農地であれば、1aから所有できるように、平成30年5月から下限面積を引き下げております。これらによりまして、農業の担い手でなくても、若干制限はありますが、家庭菜園等の小規模な農地を取得できるようになっております。また、その他の施策として、パイプハウス設置への補助金であったり、鳥獣害被害防止のための電気柵への補助金もありますので、規模の大きな農業でなくても、必要に応じ相談いただければ使える制度があると考えております。

当町では、農ある暮らしもできるようにと以上のような対応をしています。農地の所有、賃借については、地元詳しい農業委員や農地利用最適化推進委員さんにお問い合わせいただきたいと思います。と思っております。

設楽町に限った話ではありませんけれども、専業農家の高齢化が非常に全国的に問題になっております。兼業農家の存在も重要な課題になっておりますけれども、専業農家の新規就農・育成・専業農家による農地保全も設楽町にとって重要な課題となっていると認識しております。

3番目の「半農半Xの施策化」についてお答えします。半農半Xについては、言葉としては聞いたことがありますけれども、今回改めて確認をさせていただきました。端的に言うと兼業農家のことにもなるかと思っております。半農半Xの形態には、いろいろな、本当にさまざまなパターンが考えられると思っておりますし、半農

半Xの明確な定義がまだ現状ない状況かと思えます。半Xの部分から得る所得にも大きな開き、いろいろなパターンがあるのではないかと考えております。そのような中で施策化していくことは、慎重に検討すべきことだと考えております。今後の動向をみながら、県とも相談しながら、先ほどおっしゃられた島根県は県の事業として、特に半農半Xをやっておるようですけれども、そういった意味も踏まえて県とも相談しながら、必要を見極めて検討していきたいと考えております。以上です。

5 金田 御答弁ありがとうございました。再質問に移らせていただきます。

まず、最初の教育課の御答弁に関連することでお願いたします。準とか準保護、準要保護のところについての支援は承知しております。これは、みんなこの町でもやっておりますので、承知しております。それから各学校の取組みについても、細かく調査いただきありがとうございました。具体的には、例えばですね、どの学校も備品化できるものがあつたらしてほしいなということです。例えば、ある学校では、算数セット、小学1年生の時に購入する、あのいろいろ細かいのがあるんですけど、算数セットをごく少人数になってしまったので、もういらなくなった、卒業していくとか、いらなくなった学年の方たちから御寄付いただいて、あらたに新規購入しなくてもいいというような措置をとっているところもありました。で、どの学校でも人数は少なくなっていますので、譲ってもらって、備品化してもよろしいし、それをはじめた段階で、補充しなければならない時には町費で補充してもできるのではないかと。人数少ないことを逆手にとった充実策になるのではないかと。ということで、備品化できるものはぜひ備品化していただきたいと思えます。例えば、中学校の名札だとか、氏名ゴム印、これは今度は別の意味で子供たちが必要としてやっているのではなくて、個人に後で返しちゃうものだからという論理で今までは集金していたのかもしれませんが、これはやっぱり学校で事務をしたり管理したりしていくのに必要なものとして、買ってもらっている状態なので、そういったものを公費で負担できるような方向に検討していただけないかということです。これはだから低所得家庭に限らず、一般のお子様たちにもいえるということです。そして、あと、中学校なんかの制服だとか、ジャージ等についても、もうすでにお友達同士でリサイクル、譲り合いをしているところもあります。そのお友達同士のコミュニケーションがうまくできていれば、全員ができていればいいんですが、そうとも限らないと思えますので、保護者の方たちの活動として必要物品のリサイクルバザーみたいなものを学校で取り組んでいるところも、よその市町村ではありますので、そういったことについての働きかけもお願いできないかなというのを提案させていただきます。あと御答弁ください。

それでは次に、予算編成方針のほうに移ります。御答弁いただいたことは納得できますし、ヒアリングでも聞かせていただいたところですが、先進的町のように、事業評価表を作ることはできないという考え方ではなくて、もうすでに財政課さんが着々と改善してきてくださっているように、成果報告書で十分代用できると思えます。それをもうちょっと細かく記入できるようなものにして、成果報告書はページの都合がありますので、主なことだけ書くにしても、わざわざ先進自治体で出されたようなものを取り組む必要もないと思うので、現状なのを、実際の成果報告書を見ますと、事業評価ができていないページと全くそうはなっていないページというのが、まだまだばらばらついているので、これをしっかり作

っていただくということ。そして成果報告書だけだと、議員も町民の皆さんもどういふニーズがあって、どういふためにこの変化してきたのかということがわかりませんので、そのことが担当者が詳しく書き込めるような欄も作っていただいて、担当が2年、3年で代わって、その後の人たちも参考として読めるようなものをしておいていただければ十分だと思いますので、さらに事業評価表といひますか、そういったものの充実と、それが開示できるような方向性についてお願いをしつつ、伺いたいと思います。

総合計画の45、46ページには、マネージメントサイクル、PDCAを数値による計画評価と住民参画による計画の評価、改善の手法を盛り込むことがあげられています。はっきりと。で、29、30年度とやってきましたので、31年度には計画評価ももう少し、今よりはもう少しきちんとしたもの、全ての課、全ての事業についてできるようにしておかないと、5年後、33年度の中間評価はできないんじゃないかと思うので、この点をよろしくお願ひします。

で、さっき出ました住民のニーズ把握についてですが、もちろん普段の業務の中、普段の住民としての暮らしの中で、いろいろな方のお話に耳を傾けてくださっていることはよくわかりますが、評価の手法や住民参画のワークショップがこのマネージメントサイクルの中に謳われています。で、さっきありましたように、地域の懇談会とかでこういうことがありますよと説明したり、要望を聞いたりするっていうのもありなんですけど、さらにもう少し参加して楽しく、そして言葉で説明されるんじゃないかと、実感としてわかるようなワークショップを組み入れていただかないと、中間評価も間際になってから慌ててやりましたみたいなことになってしまって、労力の割には実際のいいものにならないと思いますので、この評価の手法や住民参画のワークショップ、これについての研修、力の入れ具合が問われていることだと思いますので、この点についてのお考えをもう一度伺ひます。前回、9月の時にですね、町長さんから職員の研修については非常に重要なこと、職員の力量アップについては非常に重要なことと認識しているよ。これからも研修を積み上げていくよと御答弁いただひていますので、担当される課はどこなのかなということもあわせてお願ひしたいと思います。財政課に全部、職員の力量アップまで負わせるのはちょっと違うんじゃないかなというふうに、あまりにも大変すぎるんじゃないかなと思いますので、お聞きします。

で、最後に、半農半Xのことについてです。わかりやすい資料を提供いただきましたので、一目瞭然です。課長さんの御答弁にあった説明も全くそのとおりでありますが、資料を拝見いたしますと、やっぱり放棄地はまもなく倍増になってしまいます。で、現在、私たち、私も含めてですが、団塊世代が担っている農業がたくさん的人口があると思いますので、ますます増えてしまうんじゃないかという懸念がされます。それから農家の数も減っています。兼業農家で、第2種の、主としない従とする農家ですらだいぶ減ってしまいました。この15年前からの推移を見ると本当によくわかります。でも、自給的農家、自分のところの食べる物を作っている農家や専業農家についてはあんまり減ってませんよね。数として。これはちょっとなんか方向性として注目すべきことではないかなと思います。で、特に農業委員会等で空家付き農地の1 aからの所有できるようにしてくださったこととか、非常に細かい工夫をいっぱい、徐々に、徐々にして下さっていることは承知しています。で、やっぱりこの数値を見ても、兼業農家を続けていただく人が、数になるべく減らないように。で、移住するときには、半農半

Xの人をはっきりと呼べるようなふうに見える化しておくことというのが大切かと思っておりますので、今、移住定住支援室がありますが、ここの業務は移住定住支援に関わることで、農地のこととか、提案をしていただいて1 a っていうふうに小さくしていただいたとは思いますが、農地のストックの状況だとか、それから空家の状況だとか、ほかの課と一緒にやらねばならないことが大きいと思っておりますので、この室だけに任せておくのではなくて、全庁的に影響のできる組織をぜひはっきりしていただいて、私たちもそこへ提案したり相談したりできるようにしていただきたいと思っております。以上ですが、御答弁をよろしく願います。

教育課長 ちょっと質問の内容と私のほうの回答がだいぶちょっとずれていたところがありまして、申し訳ありませんでした。個人的な入学時の費用というのは、うちのほうでも聞き取りは多少していたところはあったんですけども、やはり小学校では14,390円ですとか、中学校では17,281円、あとそれにプラス制服ですとかそういうのが入ってくると100,000円を超えるような金額になってくるということで、確かに入学時というのは揃えなければいけない物も多いので、費用も嵩んでいきます。で、個人のほうの集金のほうですけども、基本的には、個人で使用するという物については、個人から徴収をしているような形で今やらせていただいております。で、先ほど言いました、議員も申されました算数セットですとかは、お兄さんお姉さんがいるところでは使い回しもしたりして、全てが買っている状況ではないようなところもあるようですけれども、個人として使う物として、今揃えていただいていることに対しましては、保護者の皆様には負担をかけているわけですが、そのようにお願いをしてまいったところでもあります。で、算数セットとかそういう教材が、今後、生徒児童が少なくなったときに、もう少し使い回せるようなことがあるなら、そういった形もとればよいなどは思っておりますので、一度そういうことは学校のほうとも協議をしていきたいと思っております。また、あとジャージ、制服等のリサイクルバザーというのも、やはり、特に中学校3年間ですので、使い回しというのは可能なことだとは思っておりますので、そういう話も一度学校のほうとは話をさせていただきたいと思っております。以上です。

財政課長 再質問の順番でお答えしたいと思います。最初の事業評価のことなんですけれども、答弁させていただきましたように、内容を充実させるという意味なんですけれども、実はやっぱりこれは個々の職員の意識の問題もありますので、課長会議等を通じて徐々に、徐々にレベルアップしていくようにしていきたいと思っております。で、実はこの予算要求する段階でそれがわかればこの事業評価につながるんですけども、予算要求する段階でやっぱりその事業の繁忙だとか、細かな事業、仕事をやっていますので、なかなか全体を見きれないというところがありますので、そういう意識改革も必要かなと思っております。

それから2番目のワークショップという一言で説明させていただきますけれども、これについてはできれば理想だとは考えますが、実際このワークショップだけを目的にやってしまうことと、例えば協議会だとか研修会だとか、そういうところへ持っていくのと、目的がちょっと若干違ってきてしまうので、そのへんの整合性をどうやって保つかというのと、参加する方の意識の持ち方、それから会議の時間等、いろいろ検討する課題がありますので、そのへんを調整しつつ、できるところから始めたいと思っております。で、研修の一環というふうにつけると、

総務課が担当することになると思うんですが、ただ事業の内容的に、このワークショップの進め方という研修はできるかと思うんですけども、内容につきましては、やっぱり個々の事業課になってしまうかなというところがありますので、そのへんも調整しながらいきたいと思います。以上です。

産業課長 では、半農半Xに関しまして、実は農地、空家に付属する農地1aという話はですね、移住定住の推進室のほうから相談がありまして、話を進めていった案件になります。それからですね、最近のこれちょっと感覚的な情報になりますけれども、移住定住を希望される方の農地に対する意向みたいなあたりですけれども、意外とですね、大きな面積はいらない。本当に家庭菜園程度の農地であればというような要望というか、希望が多いようです。で、そういったこともあって、たぶんこの表でいうと自給的農家、これ家庭菜園とかそんなニュアンスですけれども、そういう件数はほぼ横ばいであるのに対して、兼業農家のほうは非常に減っているのかな、そんなことを思っております。

で、あと、そういった農地に絡んでという、農業に絡んで言いますと、設楽町に普通の町営住宅もありますけれども、就農支援住宅ということで、就農者向けの住宅もあります。ただこれ管理を今建設課のほうでやっておるわけですけれども、そういったいろいろそれぞれ担当部署で絡む部分がありますので、そのケースバイケースで、その必要に応じて、横、庁内的につながりをもって進めていきたいと思っております。以上です。

5 金田 前向きの答弁と、全部受け止めました。でも、元気がないお返事もあったので、とにかくやっぱり課長さん、部下を動かすということは大変だってことはよく承知しておりますが、意識改革をしないでお給料をもらう部下はおかしいです。上手に御指導いただいて、意識改革を進め、具体的に進むようお願いしたいと思います。

で、教育課については、学校と御相談されたり、PTAの方と御相談されれば解決できるという見通しがありますので、ここでは省かせていただきます。

ワークショップについて、さっき取り立ててちょっと難しいなって思ってたらしやるようでしたので、これはやってみなければ職員も町民も力がつきません。難しいからといってやめてばかりいたのでは、何も力がつきません。で、協議会だとか、審議会だとか、そういうところに出ている方々は、ある程度、基礎の知見を持っていらっしゃる専門的な知見を持っていらっしゃる方々なので、もちろん重要です。これを軽く見るわけではありません。しかしながら、ワークショップを全町民に関係のある若い人たちの層に行うとか、女性に行うとか、子育て世代に行うとか、あるいは非常に足に困っている高齢者と一緒になって考えるとか、そういうようなことをしないかぎり、一般町民の知見は高まらないし、自分たちで課題を解決しようという意識も高まりません。いわゆる主権者意識は高まりません。主権者教育とも言われる生涯学習の分野になると思います。ですから、「とにかくやってみましょうよ。」ということをお願いです。で、このとき、職員の皆さんが展開するにあたっては、何を問題とするか、どんなワークショップの方法があるかということ、職員自身が熟知しなければ怖くてできません。そんなの当然です。ですから、ぜひワークショップが数々開かれています。県が主催するものではなくて、民間というか、行政職員の皆さんが主催するものがいっぱい開かれるようになりました。それは行政職員の勉強されている方々が、「これはいいぞ。」と思って、あちこちで開催していますので、これに行

きたいという職員は、前向きな勉強しようという職員ですので、ぜひ後押しをしてください。県の主催するものだけ行っていたんでは、もう世の中のスピードについていけないと思いますので、県は「大丈夫。」って、実際しっかりやれているから大丈夫ってなってからしかワークショップしません。そこらへんを、ぜひうちの町を中心に考えてください。

で、先ほど、課長の御答弁にありましたように、「島根県が県をあげてやっているからできるだろうな。」って、それは当然そうです。しかしながら、愛知県が県をあげてやるということは、想像しがたいです。中山間地域でそういう農地を保全していかなくちゃならない問題が高まっているのは、この北設とか稲武とか、このあたりですよ。ですから、ここのところは愛知県の中で先頭をきって旗振るっていうか、うちは誰でも来てもらえばいいってわけではない、農業もやってくれて、自分の仕事もちゃんと頑張ろうっていう、きちんとした計画のある人に来てもらいたいんですっていうことがはっきりとみえるような施策に整理していけばいいのではないかと思います。今、移住定住推進室、産業課、それから建設課等でやってらっしゃることを整理して、うちはどういう人たちに来てほしいかっていうことがみえるように、世の中中にみえるようにしてもらいたい、というそのことについてのお考えを聞いています。で、そのためには、先ほど財政課だけではなくて、総務課になるかなんていうふうにおっしゃってましたが、この町の振興のための政策を、細かいところでじゃなくて、全体として掌握し、マネジメントする部署が必要ではないかと、そういうのを作りませんかという質問をもう一度させていただきます。

総務課長 最初の御質問の中に、大変ちょっと、私は頭カチンときたところがあったんで、ちょっとお答えをさせていただきたいと思いますけれども、意欲のない職員は大変おらないと。ただやり方があまり上手なくて進行ができてないというふうに理解してますので、そのへんの指導をしっかりしていきたいということで、御理解をいただきたいというふうに思います。

で、またですね、ワークショップ等、うちの職員、出張かなり、よその職員に比べたら行っておるんじゃないかなと。常に勉強に、させることはやぶさかではありませんので、出すことはいいことだというふうに思ってますので、割合積極的に研修等には参加を、自分の意思で参加をしている部分もかなりありますので、そのへんについても御理解をいただきたいというふうに思っております。

で、ワークショップの話ですけれども、確かにいろんな問題点が設楽町の中に混在しているというのが現実ですので、じゃあその問題をどういうふうな形で、どういうふうなまとめ方をしていくかというのは、非常に今、議員のおっしゃられることはよく理解できますけれども、じゃあどういうふうにしてやっていくかというのは、今ちょっとこの場でお答えするのはなかなか難しいというふうに思いますので、一度ですね、課長会議等に諮りながら相談していきたいというふうに思います。で、やはりですね、1つの課題等につきましては、やはり担当課である程度制度を練り上がらんと、みんなして協議ができないというような現実だというふうに思います。ですので、ある程度ものごとの、こういう問題ができたらどこの課が担当して、ある程度の制度設計をして、それじゃあみんなでどういうふうにしてまとめていくかと、それをやっぱり課長会議なり、課長補佐のレベルで練り上げていくというのが現実的だというふうに、私は事業を施策していくにはそれが一番いい方法だというふうに理解してますので、そのへんのことにつ

いても、そういうような形がうまく進めるような形をもう1回課長会議等で話っていきたいというふうに思います。以上です。

5 金田 カチンときたというのは、ちょっと感情的な御答弁で、ちょっと残念に思いますが、意識改革がまだ十分でない職員もあるっていうふうに、先ほどの御答弁の中にありましたのでそう言いました。もちろん誰だって、自分の仕事を上手にこなしたい。楽しくやりたいと思ってますから、勉強しようと思ってるんだけど、なかなかその力量が高まらないっていうことがあるとしたら、やっぱり研修の仕方等を考えなくちゃいけないと思います。この点は異論はないと思いますので、頑張ってもらいたいと思います。

では最後にもう一度、現状の組織で十分マネジメントが、横串刺さった施策のマネジメントができるっていうお考えのようですが、地域政策課みたいなものを、必要なんじゃないかなって思うんですが、その点はもう現状の組織で十分だというお考えなんですか。町長に伺います。町長、お願いします。

町長 いろいろ機構の中で、これから町の運営をしていくために必要な部局、またそうした専門分野の充実も図っていくということも大事だと思ってます。そうしたことを鑑みて、全体を見渡す中で、そうした部局も必要であればこれは真剣に取り上げていかなきゃいかんというふうには思っております。いずれにいたしましても、総合的に町の全体を見ながらそうしたものにも必要性というものも考慮の中に入れる中で、検討してまいりたいと思っております。以上です。

議長 金田文子君、質問時間が終了しました。

5 金田 ありがとうございます。これで質問を終わります。「必要であれば」じゃなくて「必要なかどうか」、少ししっかりとした御答弁をいただきましたかったんですが、そこんところが残念でした。以上で終わります。

議長 これで、金田文子君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは午後1時といたします。

休憩 午後0時12分
再開 午後0時59分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番河野清君の質問を許します。

3 河野 それでは、議長のお許しをいただきましたので、私は次の3点について質問いたします。

1番、設楽町の住民にとって欠かすことのできない基本インフラである水道・電気・ガスの内、町運営の水道事業についてお聞きしたいと思う。30数年前まで設楽町・旧津具村は水道設備がなく、井戸水、取り水で暮らしていました。山間水源地ではありますが、渇水期には貰い水、貰い風呂の時もあり、苦勞した時期があり、簡易水道が引けたときはその負担金はありますが、大変ありがたく安心もしたのであります。水道事業の果たす役割は「安全で安価な水を安定供給する。」という使命、これは今後も守り続けていかなければならない大切な事業の1つであると考えます。しかしながら、設楽町の水道料金は昨年は県内でも3番目に高いという嬉しくない状態であります。また近隣町村、下流市の中でも1番高い料金となっております。誰もが安心して住みやすい町、住みたくなる町を目指す設楽町としては、これ以上水道料金が上がることは避けなければならない

し、できれば基本料金は下げられないかと考えるのであります。ちなみに、口径13mmで1か月の場合ですが、10㎡あたりの料金は、設楽町が2,050円に対して豊根村は1,620円、東栄町は1,285円、新城市は1,501円、豊川市は1,134円、豊橋市にいたっては874円であります。また設楽町の最低基本料金ですが、0㎡から8㎡まで税込み1,620円となっており、独居老人世帯など使用量が少ない人も8㎡まで使う人も一律で1,620円であります。これでは、なかなか節水しようという気にもならないし、1㎡も8㎡も同じでは不合理ではないでしょうか。住民票のある世帯で使用量の少ない1㎡から3㎡ぐらいの世帯を水源基金等を利用し基本料金を下げることができないかお聞きします。

それから、現在政府、安倍政権は水道法を改正し、水道事業の民営化を進めようとしております。衆議院を通過し、今参議院で強行採決されるのではないかと危惧されます。民営化にはさまざまな問題が伝えられており、水道料金の高騰、メンテナンスの不備など企業利益を優先して公共性が失われる心配があるといわれております。政府の意向に唯々諾々と従うわけにはいかないと考えますが、今後町として、国の動きに対してどのように臨むのか、町長の考え、姿勢をお聞かせ願いたい。

次に2番、田口地区細田の町有地の現状と今後の利用についてお聞きしたい。この土地は旧八橋小学校の水没による公共補償により入手したものであり、補償費と造成費等で1億円以上の町有地であります。平成28年3月議会で、田口スポーツ広場の代替地として取得したと答弁されていますが、現在は設楽ダム関連2業者に賃貸しております。今後もダム工事のために賃貸され続けるようでありませんが、本来聞いていた取得目的と違うことに使われることとなりますが、町として多額の費用を費やして入手した土地であります。今後どのように利用していくのか、将来の展望をぜひお聞かせ願いたい。

次3番、高齢者の免許更新についてお聞きしたい。現在70歳以上になると、高齢者講習を受けなければならない。設楽町の対象者は、最寄りの自動車学校へ行き、講習を受け、修了書をもらい、それで設楽署で免許更新手続きを行います。さらに75歳以上になると認知機能検査を自動車学校で受け、そこで3分類に分けられ、それぞれの高齢者講習をまた改めて自動車学校へ出向いて受け、修了書をもらい、それでもって設楽署で更新手続きを行うわけです。つまり免許証を手に入れるまでに70歳以上75歳未満までの人は2回、75歳以上の人は3回出向かねばなりません。都市部に住んでいる人はともかく、山間へき地に住む設楽町の高齢者は大変な負担となっております。せめて1回目の「認知症検査」、これは30分程度の内容だと聞いております。「これだけでも設楽署でできないか。」というのが多くの高齢対象者の要望であります。これは町の管轄外のことでありますが、町民の強い要望であり、町民の代表である町長としてしかるべき所に働きかける改善を図ることはできないだろうか、町長のお考えをお聞きしたいと思えます。以上1回目の質問とします。

生活課長 それでは生活課より、河野議員からの「水道事業について」の質問に回答させていただきます。質問の内容から3点の質問があったと捉えております。基本料金の値下げ、それから独居老人などの料金の優遇、それから今国会で今審議されております水道法の民営化についての質問だったと思っておりますので、その3点についてお答えさせていただきます。

まず、現在の料金体系となった経緯についてを説明させていただきます。設楽

町と津具村の合併後、設楽町内には、田口簡易水道、津具簡易水道、名倉簡易水道、清嶺簡易水道、田口第2簡易水道、豊邦簡易水道、松戸飲料水供給施設の6簡易水道事業、1飲料水供給施設に分かれておりました。この7つの事業料金が当時は異なっており、最も高い料金体系と最も低い料金体系では大きな開きがありました。町民としては居住する地区によって料金が違うことに不公平感を持っていること、また、通常の維持管理費相当分は水道料金収入で賄うべきであるという観点も含めて、水道料金の統一の検討が始まりました。

平成18年10月より簡易水道等事業審議会が町長より諮問を受け検討が始まりました。7回の審議会審議の結果で答申を受けました。町民全体の生活、料金に関わることでありますので、当然議会にも説明をさせてきた経緯があります。結果、料金体系の高いところに統一する方向としました。方法としては、一度に統一すれば、料金の低い地区の方の負担が大きくなることから、7つの事業料金を段階的に料金調整を行うこととし、まず、平成21年10月に第1回目の調整を実施しました。そして、平成23年10月に第2回目の調整を実施、最終は平成25年10月に調整を行い、この平成25年10月をもって設楽町内の料金体系が一本化となり、現在に至っております。最初の検討から7年の歳月を経て料金の統一がやっとできました。この後、消費税の税率変更による料金の修正はありましたが、基本的に現在も水道使用料金は変わっていません。このように、水道料金の変更は平成25年10月に変更されたばかりでありますので、頻繁に料金体系も変更できませんので、現在は水道料金の見直しは考えておりません。

また、老人世帯の基本料金の減免につきましましては、津具村の時に世帯員全員が68歳以上の世帯には基本料金を減額するという制度がありましたが、先ほど説明した7つの事業の水道料金統一の審議の中で、この老人世帯というだけで基本料金を減免することは理解が得られにくく、生活に困窮している場合は、水道料金だけではないので福祉施策で対応を図るべきである旨の理由などにより廃止された経緯がありますので、この制度の復活は難しいと考えます。しかし、当面水道料金の見直しは考えてはおりませんが、次の料金改正の折には、現在の料金体系と使用数量によって段階的に立米あたりの単価を変えるという方法も検討に加えて、方向性を見出していきたいと考えております。

最後に、今回の水道法改正に伴う水道事業の民営化についてですが、水道の基盤強化を図る目的で水道法改正について審議されておりますが、人口減少で料金収入が減少するとともに、事業を担う人材も不足するなど、水道事業は深刻な危機に直面していることが背景にあり、国はその対策として民間の技術力、知恵などを利用することを検討していると認識しております。しかし、水道は町民の生命、生活に欠かせないものであり、民間が経営して管理がずさんになり、水質が悪化した水道水を供給しては本末転倒であるため、町としては民営化でなくもう1つ下がって、官民連携で考えていくことは検討していかなければならないと考えております。官と民がパートナーを組んで公共サービスを効率的に運営していく事は重要でありますので、目指していかなければならないと考えております。しかしながら、設楽町の水道施設は、水道法によるところの給水人口が、101人から5,000人の小規模な簡易水道施設であります。民間企業が当町のために、PPPとかPFI、さらにコンセッション方式等に協同してくれるかを懸念しているのが現状であります。以上です。

総務課長 それでは総務課から、「田口地区細田の町有地の現状と今後の利用について

て」、お答えをさせていただきます。

まず、始めにですね、土地の購入の経緯について説明をさせていただきます。役場横の町道田口大崎線の用地を買収するにあたり、地主の方から用地を提供するから田口地区の中心地として有効利用してくれないかというお話がありました。町としても、多目的に利用可能な土地が役場の横に約4,300m²できることから、購入の方向で検討してまいりましたけれども、先ほど議員がおっしゃるとおり造成費を含めると1億円近くかかるということから、ためらい等があったのは事実であります。そうしたところ、旧八橋小学校の跡地の土地が設楽ダム事業の補償対象となり、国、地権者、町の三者契約という方法により、土地については町費を直接使わずに確保できることになったことから土地の取得をさせていただいた状況であります。土地の利用につきましては、役場庁舎の建設前に使用していた田口スポーツ広場の代替施設等、多目的に利用することを前提に進めてきましたけれども、造成後においても特段の利用計画もないままの状況が続いております。そうしたことから、設楽ダムの転流工や付替県道瀬戸設楽線の橋脚建設の工事関係者から現場事務所として貸してほしいとの依頼があり、従業員の住民票の移転、町内業者からなるべく物を購入する等の条件を付させていただいたことが、町の活性化に繋がるということで2社に貸しておるのが現状であります。今後につきましては、先ほど町長の行政報告の中でも触れましたけれども、設楽ダム工事事務所から、職員の監督員詰所や工事用資材保管庫として町有地の斡旋を公文書で町長に申し入れてきています。また、担当者レベルでは、完成間近の群馬県八ツ場ダムでは多くの人が見学に訪れている状況であり、設楽ダムにおいても工事が進むにつれて、見学者の増加が見込まれますので、ダム事業を説明する部屋や駐車場の設置も検討がなされております。町といたしましては、設楽ダム工事事務所の申し入れや検討に対して、町中心部である細田町有地を利用させることで、町の活性化にも繋がっていくものというふうに思っております。

ダムの完成時までには、今説明をさせていただいた内容で利用されていくことになると思いますけれども、その後については時代の潮流等を考慮し、どんな活用方法がよいか、ダム完成時までを考えていきたいと思っております。いずれにしても、細田町有地は田口地区の中心的な位置にあり、諸条件もよいことから、有効的な活用方法を見いだしていきたいというふうに考えております。

次にですね、「認知症検査を設楽署でできるよう関係機関に働きかけして改善できないか」という点について、質問に答えをさせていただきます。

始めに、河野議員の質問内容と同趣旨の質問が、平成30年6月の愛知県議会であり、警察本部長が答弁した内容を紹介させていただきます。「認知機能検査を平針にある運転免許試験場、豊川にある東三河運転免許センターや運転免許更新窓口を設置している設楽署も含む25警察署などで、実施することを目指している。検査の実施場所は、高齢運転者の居住地などを考慮して利便性の高い施設を選び、実施日時を指定して、受験通知を発送することにより、現在高齢運転者自身が実施している認知機能検査の予約手続きの負担を解消したいと考えている。さらに、運転免許試験場と東三河運転免許センターの2ヶ所で先行して、県警察による運転免許更新時の認知機能検査を平成31年度からの実施に向けて、準備を進めていきたいと考えている。」というふうに回答をされております。

当町には、時期を同じくして設楽警察署から、「認知機能検査をやれる場所を無料で貸していただけませんか。」というような問い合わせがありまして、「田口特

産物振興センター等、町の施設で利用可能な場所があるなら、いつでも無料で貸し出ししますんで、使ってください。」というような返事をしております。

こうしたことから、そう遠くない時期に町内で実施されるものと理解をしておりますけれども、それが少しでも早くなるよう関係機関に働きかけていきたいというふうに思っております。以上です。

3 河野 ありがとうございます。

では順番に、1番目から再質問させていただきます。答弁の中で、今後、水道の事業の審議会において、0 m³から8 m³の間の間隔をもう少し分けて料金体系を組み立てるといようなことも検討していくということを御答弁いただいたことは、大変評価いたしますし、ぜひともそのように進めていただきたいと思いますというわけです。やはり、聞くところによると、4割近くが基本料金だけで暮らしている世帯が、ということが実態でありますし、そういう少人数で暮らしている方々に少しでも負担がなくなるようにするということは、ぜひとも進めていただきたいと思いますというわけです。

また、なんと言っても愛知県で、去年の実績だと3番目に高いといようなことは、決して設楽町として誇るべきことではありません。そして、近隣町村の中でも1番高いといような状態といのは、やはり考え直していかなければならない課題だと思いますので、来たる審議会においては、ぜひともこの問題についても討議され、そしてそういう1番高い町といことではなくなることを願っております。

それと、水道事業の民営化という、この政府の動きをやはりこれは日本全国にいきわたる問題でありますし、それは決して民営化によって水道料金が下がったり、いろんな問題が解決されるというふうにはなかなかないと思いますので、設楽町として、自治体として、これからも水道事業の目的を維持し、進めていくという、そういう決意をちょっとお聞きしたいんですが、町長いかがでしょうか。

町長 水道料金、安いにこしたことはないんですね。私も、他の自治体と比較して、設楽町の水道料金が高いといことは十分承知しております。なぜ高いか、どうしてそういう設定をしなければならんかとい、その根源がどこにあるかといことをまず承知をしていただきたいと思いますというふうに思います。先ほど、課長からの話があったようにですね、この水道料金を決めていくには、町長自らが、町長の判断で決めるものではありません。やはり地域の利用者、住民の人たち、そういう人たちが、やはり代表権でもって審議会を立ち上げ、そこでいろいろの方面から議論をしていただき、その結果として料金を決めていただくといのが基本なわけですね。で、その中で、そういう方々が議論を進める中で、この現在の統一した、言えは高い料金に設定がせざるをえなかったといのは、やはりもともと設楽町全域で今の水道施設をする、作っていく建設費、そうしたものを、その費用を賄うためにどこから財源を確保する。国の補助金、県の補助金、あわせて単独町費も充当しなければいかん。その充当する町費の中には、起債も受けねばいかん。そういったものを全体的に建設費をトータルをして、今の全町に水道施設が布設されたわけですね。で、その建設途上において必要な経費をどうしても国県補助金以外の単独費でもって、設楽町独自の財源でもって運営をしなきゃ、建設をしなきゃできない実情が、実はあるわけですね。これだけ広域な地域、274km²、そこへ水道、住んでいる人たちに水道をみんな引こうと思つと、やはりそれだけの

投資をしなければいかん。そのための設楽町独自の財源も確保しなければいかん。そういったものを勘案して、運営費、また建設費の一部を起債として返還をしていかなければいかん。そういったものを取り入れる中で料金を決めていくわけです。で、そういう形で、そういったものを裏付けにして積み上げていった結果が今の料金にならざるをえなかった。しかし、まだそれでも赤字。御存じのように、水道特別会計へ一般会計から毎年、毎年補填をしなければ、これが運営できないんですね。こういう独立採算制をもって、地域の人たちが平等性をもって同じ条件で水を供給を受ける。こうしたものが背景としてある以上、やはりそれに見合うだけの料金はどうしても設定をせざるをえないんです。それが今の形になっているわけです。ですから言われるように、「他の自治体と比較して、うちが圧倒的に高いからみんなと歩調を合わせるように安くしろ。」と、私も安くできるものならしたい。だけど、そうした背景であるとの、安くした分の補充をどこから財源から持ち出すかという、これはやはり一般会計予算、一般財源からの繰り入れをせざるをえないんです。一般財源の繰り入れをすることは、やはり水道会計以外のところのそれだけの財源を投資をしなければいかん。その投資をすることは、ほかに影響が波及していくわけです。設楽町全体の予算の中で。ですから、そういったものに、1つのものにこだわって、それだけに投資をしようとする、じゃあほかのものは我慢しとればいいのかという、そういうわけにはいけません。ですから町全体を見て、均衡のとれた、そして独立採算でもって運営のできる最大限、最小限、一生懸命ここまでが限界だということ、料金設定をされてきたという、そういう裏付けがあるがために、今の料金になっているわけです。そういったものを勘案して、そして料金をやっぱり全体を見定めて、町の財源を見定める中で、水道料金の設定もしなければいかん。こういうのが実情としてあるわけですね。そういうこともきちっと精査をした上で、これからの料金体系も決めなければいかん。またそうすべきだというふうには思っております。

ですから、議員が言われるように、「他の自治体と比較して高いんだからせいぜいもっと安くして、みんなが使いやすい水道にしたらどうだ。」、そのとおりだと思います。ですが、それをやろうとすると、今言ったような状況があるということだけは、やはり承知をしておっていただきたいというふうに思います。そういう上にたって、先ほど申し上げたように、これからは是正をし、なるべく軽減が図れるように、また料金体系を検討しなければいかんということはもちろんやっていかなければいかんもんですから、そのときにはそういったことも勘案する中で、改めて料金体系に取り組んでいく必要があるかなというふうには思っております。以上です。

3 河野 そういった事情はよくわかります。ただやはり、他の町村ではやはり設楽町よりは安くできているわけですから、そういった努力はこれからはぜひとも、先ほども考えていくという御答弁でしたので、ぜひとも考えていただきたいということ。

それからもう1点、設楽ダムの水源基金というのは、そういったことが一番町民の暮らしの具体的な料金に、そういう投入できないのかなというふうに、私は思うんですが、その点についてはどうなんでしょうか。

町長 豊川水源基金の運営規程というのがあって、言えば、水源町に限らずですね、豊川水系沿いにある関係する自治体が、みんなで応分の負担をして、そして水源

林、言えば山ですね、水源町にある、水源地域にある山の保全に努めていこうというのが、最大の目的をもった基金なんです。そこに、1自治体だけに、水道料金に還元するように、その料金が低廉になるようにするために基金を投入しようという制度は成り立ちができないと、そういう決まりになっておりますので、これは適用はできません。

- 3 河野 では次に、田口の細田地区の町有地の利用についてであります。結局、なんのためにあの土地を1億以上の財源を使って手に入れ、造成したのかということ、前の議会で質問した折には、「あれはスポーツ広場の代わりに入手したんだ。」という、「この土地に使ってしまったので、その代わりだ。」というふうに説明を受けたものですから、「じゃあそういうふうに使われるのかな。」と、ずっと見ておったんですけども、今、特に具体的に使われる理由がなく、ペンペン草が生えるような状態が続きまして、今回、そういうダム関連の企業に貸すことで、今使われておるわけで、全く使われないよりは、多少なりとの地代が入るわけですからやむをえないんですけども、やはりあそこは設楽町の町有地として、「こういうことに将来使うから、町民の皆さんも了解してください。」っていうような、そういうものを聞きたいわけですが、なかなかまだダムができる10年以上先まではそういう工事関連で使われると。それ以後のことについては、またそのとき考えますという答弁では、ちょっといかがかと思うんですが、それ以上の答弁はできないんでしょうか。

総務課長 「ここから10年先近くまで、設楽ダム工事事務所に貸すよ。」というお話はさせていただきましたけれども、そうした場合にですね、じゃあその後ですね、どういう形で使うのがいいかというのは、やはりですね、「今からこうやって使うんだ。」と確実に決めてやっていくのも、方針かもしれませんけれども、やはりですね、この中心部で時代の潮流にあったものに使うのが一番ベターだと思います。ですので、時代の背景を見ながらですね、まだその間かなり時間がありますので、時代にあったものに使うと、それがやっぱり一番有効的でいいことだというふうに、私は理解しております。以上です。

- 3 河野 そういうことで、億単位の土地が今のところ何に使うかはわからないというのが現状であるということ、やっぱり町民には知らせなければならないと思います。今回も、清嶺地区で貯木場を新たに2億以上の費用をかけて町有地にするということもあるわけですが、やはり明確に土地を入手するのであれば町として「こういうことに。」っていう展望くらいは持っていたいただきたいというふうに思っております。何分、高額なものでありますので、よろしくお願いします。

それから3番目の免許の書換え、高齢者免許更新のことですが、今県でそういう、愛知県警レベルの方針として、できるだけ山間地のところで認知検査ができるような体制をしたいという答弁を、県議会においてされたということ、聞いたわけですが、実際、設楽署レベルではそういう話は聞いておりませんで、当分認知はここではできないので、最寄りの学校へ行ってもらおうと。設楽署でできることは、最後の講習修了書を持ってきてくれた方に対する免許更新をするというのが現状ということでありましたので、なかなかそれは警察もそういうことは地元の町民のそういう要望というのは承知しているんであるが、なかなか具体化していかないというのが現状で、そういう高齢者は非常に多く、我々もいずれそういうことになるわけで、いつからというふうに待っているのはなかなかつらいところがあるわけで、そのへんやっぱり、地元自治体としてももう少し強力でプッシュ

していただけるようなそういう動きを見せない、なかなか警察もそれをどんどん予算化するとか難しい面があると思うんで、そういうことを要望していく、自治体の長として要望していくというお考えはどうでしょう。そのへんもお聞かせください。

町長 私もですね、町民の皆さんから、特に高齢者の皆さんから、この免許更新をしていく費用、時間ですね、それから移動していかなきゃいかんその手間を考えると、「なんとか地元でこれができないかね。」ということ相談を受けております。で、そのことを設楽警察署の所長さんにも直接お話を申し上げておるところでしてね、もちろん地元の町長としては、その点は利便性を図るように働きかけをしていこうとしておりますし、現実、お話もしている経緯があります。で、先ほど課長がお答え申し上げたように、これは設楽署の警察署だけで判断のできることではないですね。実は、公安委員会がこうしたシステムを、愛知県公安委員会が決めていく。その中の体制として、愛知県警が総括してそういう体制を作っていくという流れがあるわけです。で、その中で、ここにも言っているように、平成31年に向けて、こうした実現に向けて今動いているという答弁をさせていただいておりますように、そうなったときに設楽町でその場所がどこかないかなという相談を受けて、それで課長が申し上げたように、「例えば特産物振興センターだとか、またそのほか設楽町の持つておる施設を有効利用してもらって、そこを書換えの場所としてもらえるなら有効的にお使いください。」っていう答弁をしておりますので、まさにそういう状況を作りながら、具体性をもって早期になっていくように我々も要望をしていく、また言っている状況の中にありますので、御承知置きいただければと思います。

3 河野 この問題は、設楽町だけじゃなくてやっぱり奥三河全体、特に豊根とか東栄、それから稲武あたりの方も、一番近いのはやはり設楽警察署なわけですから、そういうところでそういうひとつ認知症検査くらいはできるような体制が、1日も早く確立されるように要望いたしまして、私の質問を終えたいと思います。

議長 これで、河野清君の質問を終わります。

議長 次に、6番高森陽一郎君の質問を許します。

6 高森 失礼します。ただいま議長のお許しをいただきましたので質問させていただきます。ちょっと子供から風邪をもらって咳気味ですので、御辛抱ください。

私の質問は2点でございます。(1)「有害鳥獣対策事業の広域事業化への取り組みについて」、(2)「田口高等学校魅力アッププランの強化策について」です。

(1)「有害鳥獣対策事業の広域事業化への取り組みについて」、6月定例会に引き続き有害鳥獣駆除対策について以下の諸点について質問したい。イノシシとニホンジカが駆除対象の害獣として捕殺されている、年間500頭を超えるイノシシと、1,400頭を超えるニホンジカの個体が、11月から3月の猟期のものを除いてほとんどが埋められたり、捨てられたりして、処理されて未利用になっているのが現状のようである。これらの山の資源を通年活用できる仕組みの構築が早急に望まれる。行政と猟友会との堅固な連携が実現してほしいと考えている。

①捕獲頭数に関して、町としてどのような方式で申請を受理して奨励金の支払いがされているのか、もしも写真等の添付資料がなければどのような方法で当地域での有害性を証明するのか。

② 猟期明けの有害駆除期間で4月に申請が集中するという不都合が発生することはないのであるか。

③ 捕獲現場の日づけ入り写真や、現場の特定、狩猟者登録等の確認作業はどのような体制でなされているのか。

④ 単価の高い町村に届出が集中するのは必然で、奨励金が底を尽き年間を通じた安定的な駆除作業が実施されるためにも、今まで以上の町村間の協議、連携が重要になると考えられるが、どのような工夫や体制が必要と考えるか。

⑤ 通年で捕獲された動物の未利用のままの処分をこのまま続けるのではなくて、山全体を囲い込み、鹿牧場のような形で無理のない個体調整をNPOの整備等猟友会を含めた企業体の経営に乗り出すべき時期に入っていると思われるが、どのように考えているのか。

(2) 「田口高等学校魅力アッププランの強化について」です。地元高校に対して中高一貫教育のもと交流授業や資格取得、あるいは通学補助等が行われているが正直なところ決定的な支援になっていない。愛知県唯一の林業科は明治、大正時代と同水準の林業技術習熟に留まっており、チェーンソーで伐採して製材にするまでに数多くの林業機械の操作が求められる現在、肝心の機械と技術者が手元になく手作業のレベルに終始しているのが現状である。本来なら、田口高校へ進学すべき学生が他の高校へ流出しないような魅力を追加していく努力が町当局に求められていると考え、以下の事を提言したいと考えるが町の考え方はいかがか。

① 林業の機械化を図るため林業用大型機械の品揃えとオペレーターの指導者を招いて運転習熟講習会を多数こなすカリキュラムを実行できるよう支援すべきと考える。

② 林業先進地のアメリカ、オレゴン州に林業研修のため生徒を派遣する。

③ 生徒の募集を全国に発信し、定員割れを出さない。

以上、第1回目の質問を終わります。

産業課長 産業課から有害鳥獣対策の関係をお答えします。

1 番目の奨励金の支払について説明します。設楽町の奨励金は、国からの「鳥獣被害防止緊急捕獲等事業報奨金」と町からの「有害鳥獣捕獲奨励金」として支払いをしております。申請書の受理については、基本的に国の申請方法に沿った形で次の点を要件として確認しています。

まずは、捕獲した個体を右向きに寝かせて、足を手前に向け、白色のペンキ・スプレーで捕獲の年月日とその個体の右腹に記入をします。そして、看板または紙に、捕獲日と捕獲者の氏名、捕獲の場所、個体名を記入いたします。続けて写真ですが、1名で捕獲した場合は、看板および従事者証を個体に添えた状態で全体の写真、それと従事者名がわかるよう従事者証のアップの写真、合計2枚になりますけれども、を撮ります。2名以上で捕獲した場合は、その捕獲した個体と一緒に捕った捕獲者本人もその写真に入って写真を撮ります。で、申請に際しては、その証拠写真とともに個体の尻尾をあわせて提出していただいております。

2 番目の質問で、4月に申請が集中し不都合がないかという件ですけれども、特に不都合はありません。有害鳥獣捕獲は年間を通じて実施しております。4月から6月捕獲分を7月に申請、7月から9月捕獲分を10月に申請、以降同様に3ヶ月ごとに申請を受け付けております。受付時期により若干、件数の増減はありますけれども、特に問題なく適正に確認ができております。

3番目の写真の確認作業はどのようにという質問ですが、提出された申請書、それから写真をですね、担当者が中身を確認するとともに、尻尾の数を、これは複数の職員で確認をしております。

4番目の質問、町村間の協議、連携については、「新城・北設広域鳥獣被害防止計画」を定める際に、新城以北の4市町村で協議、連携しながら、捕獲目標を定めて、安定的な駆除作業に努めているところです。

最後、5番目のシカ牧場の件です。山全体を囲い込み個体調整を企業体が経営するという、大変興味深い提案をいただきました。しかし、そう簡単にできる方策とはちょっと考えにくいと思っております。設楽町では、津具に「ジビエの森」の解体施設があります。こちらとですね、それからあと猟友会とも連携を取りながら、ジビエとしての活用を進めていくということが、まず重要ではないかと考えております。ただし、「ジビエの森」の従事者も専属ではないというような条件もあり、処理量に限界があるなど、これから検討すべき課題は多くあると考えております。

有害鳥獣を駆除し、ジビエとして活用し、しかもそれが生きがい、生活の糧になる。こんな循環を民間主導で実現できると、大変理想だと思います。効果が期待できて、実現可能な方法があれば、ぜひ、皆さんも御提案いただければありがたいと思います。以上です。

企画ダム対策課長 企画ダム対策課から、田口高校魅力アッププランに関する御質問にお答えさせていただきます。

まず、県立田口高校の魅力化につきましては、設楽町版総合戦略の基本目標「設楽町での子育ての希望を実現する」のなかで、県立田口高校を応援できる体制を整えるため、県と連携して町ができる支援策を検討し、田口高等学校の魅力化に努めるとしております。現在行われている支援策は、先ほど議員がお話ししたように、「資格取得支援」ですとか、「路線バス乗車回数券購入費補助」のほか、「お仕事フェア」「介護職員資格等取得支援」がございます。また、田口高等学校の魅力化につきましては、本年度から北設楽郡3町村で取組みを始めておまして、3町村長と愛知県教育委員会教育長との懇談会を実現するなど、魅力化について歩みを進めているところでございます。

それでは、高森議員の3つの御質問についてお答えいたします。

まず、1問目の「林業機械化を図るため林業用大型機械の品揃えとオペレーターの指導者を招いて運転習熟講習会を多数こなすカリキュラムを実行できるようにすべきである。」という御提案に対してでございますが、まず、林業用大型機械の品揃えにつきましては、県立高校であり愛知県教育委員会の予算の範囲内で対応することとなると思います。毎年、田口高等学校では必要な予算要求をしておりますが、県も大変厳しい財政状況でありまして、要求どおりの予算確保に至っていないと聞いております。何年も前から要求する中で、本年度やっと1台の高性能林業機械が更新されたとのことございまして、このような状況の中で、充実した機械の配置は厳しいものと予想されます。

また、高校のカリキュラムにつきましては、当該校により決定され組まれております。このカリキュラムの変更につきましては、全てを見直し、指導できる人員の配置など、解決すべき課題も多く、総合的に判断する必要もあり簡単に変更できるものではないとのことでございます。

しかしながら、近年の林業は機械化による施業が進んでおりまして、その対応

として、本年度田口高等学校では、愛知県新城設楽農林水産事務所主催の県内初めてとなる高校生を対象としました林業機械の出前講座で、森林組合職員の指導のもと操作方法を学んでおります。こうした取組みにつきましては、関係機関と連携しながら次年度以降も継続される予定であるとのことでございます。

続きまして、2点目の「林業先進地のアメリカ、オレゴン州に林業研修のため派遣する。」ということでございますけれども、日本国内でも優秀な林業技術があるなかで、なぜオレゴンなのか理解ができませんが、林業修行の前にまずは、日本の林業の現状を理解する必要が高校生にはあると考えております。高校生には、林業技術のみならず、循環型林業など、本来森林があるべき姿について学び、考えていくのも必要な学習であると思っております。

3点目の、「生徒の募集を全国に発信し定員割れを出さない。」ということですが、生徒の全国募集につきましては、愛知県教育委員会高等学校教育課の判断によると思っております。現在でも林業科は専門学科であるため、愛知県内で全域募集を行っておりますが、他地域からの募集は極まれな状況であると聞いております。募集範囲の拡大について助言をする立場ではありませんが、まずは、県内各地域から魅力ある学校として選ばれることが優先だと考えております。以上でございます。

6 高森 答弁ありがとうございました。それでは最初のへ戻ります。

一応、5ついろんなことを提案したんですが、基本的に言えるのは6月に御提案した、つまり有害鳥獣というのは、町行政とそれからもちろん森林組合もありますが、猟友会、それでジビエを解体するそういう解体業者、こういう人たちが一体化して、その地域を支えるって、そういうひとつの大きなポリシーのもとで企業体が運営されなければならないって、そういうことを念頭においての発言です。例えば今度、有害の奨励金に関して設楽町がどんどんとアップしてまいって、結局は29年度で23,000千円の町持ち出しになってしまったということはありませんが、そういうこともやはり地域として、北設全域として上限はいくらかって、そういうふうなコンセンサスができてない。要するに設楽町がリーダーとしてそういうものを提案して、たまたま北設議会というそういうところありますので、そういう公の場でたまたまして、管理者がうちの町長がなさってますので、そういう方が、こういう問題について、北設全体でどういうふうな方向性をもっていった有害鳥獣を取り組んでいくかということの、そういう指針を1つこころできちっと示されないと、いつまでもこのお金が高い、低い、なんとかしてお金を不正をしてでも引き出そうかって、そういうふうなことが繰り返される可能性がありますので、有害鳥獣の風はもう決まっております。だいたい山におるだけです。それをいかにして、これからコントロールして、そういう企業化するかっていうことを、本当に真剣に考えなければならんところに来ています。それに関して、町長いかがですか。もう23,000千円超えたらもうこれは破局的な状況まできてますので、下げるところについてですね、これから奨励金を下げるに関して、北設の各首長さんと話して、このへんまで設楽町は下げていきたいと思うけど、協力してほしいとか、あるいはそういう官民協同の企業体、NPOを立ち上げてそこへある程度指定管理みたいな形で投げうって、そこへいろんな事業を統括的にしてもらって、そういうふうな話し合いの相乗づくりっていうのはいかがでしょうか。

町長 今、御指摘をしていただいておりますように、我々のこの北設楽郡中心に、し

かもまた新城市も含めてですね、有害鳥獣の問題というのはどこも同じように悩んで、またこれに対応しておるところです。そういうなかで、今も御指摘をいただいているんですが、もうすでにですね、この新城以北のいろんな町村で先ほど課長も答弁させてもらっておりますけれども、協議連携をするということで、広域鳥獣被害防止計画というのを、この4市町村で作って、これに基づいて捕獲頭数ですとか、そして捕獲する条件、今の奨励金等も含めて協議をして今に至っておるわけです。ですので、今、高森議員が言われるようなことはすでにやっておるわけです。今も、で、そういうことをですね、基本にして我々が行政としてここでやれることを今進めておるわけですが、午前中の議論の中にもあったように、一方では捕獲するときの猟友会の皆さん方が協力していただいて、そしてシカ、設楽町の場合は27,000円という単価をお願いをしておるんですが、一方ではそういったところを見直しをして下げようかなってということも議論の中にあるんです。あるんですが、あることによって、先ほどのような話があるわけです。一方でそういう獣害駆除をするために一生懸命皆動いておってもら。その動きやすい条件も維持しなければいかんだろうというふうにも、一方では思うんです。ところが言われるように、みんな均衡をとってバランス良くやるべきだっていうふうに言われますが、やはりそれは基本として今やっているわけです。その中で、設楽町独自の政策としても今のような状況を作り上げてやってきておるんですが、そういう状況の中で、これからもよりよい方針でもって運営をしていく。また4市町村も統一見解の中で、それぞれ理解をする中で今の獣害駆除にも力を入れていくっていう体制でやっておりますので、これからもそういう体制を維持していきたいと思っております。

そして、指定業者に委託だとか、NPOとかそんな機関ができれば結構なことなんですが、それに代わって今猟友会がそれぞれの各市町村の猟友会の方々が、捕獲することの知識、そしてそういう義務を持った人たちの集まりですので、そこへ町とこういう提携を結ぶ中で、お願いをして協力を求めている。またそういうなかで運営がされておりますので、今後も猟友会の人たちと歩調をあわせながらこれを進めていきたいと、こんなふうに思っております。以上です。

- 6 高森 強制力がないっていうのが、一番の欠点なんですね。たまたま私たちが議員研修で行った島根県的美郷町という、そういうちっちゃな町ですが、そこはやはり猟友会主導だったので大変だったみたいで、思い切り町行政と猟友会が合体し、農民の方にもそういう捕獲の技術を講習して、全員でそういう「おおち山くじらの会」ってそういう加工団体を作って、それから猟友会も町行政もみんな入って、1年中、捕獲した、一番おいしい状態で捕獲した肉を加工して缶詰にしたり、あるいは皮をなめし革にしたり、皮革製品を作ったりっていう形で、完全に物がくずまでいろんな犬とかそういうドッグフードとか、いろんなほうへ処理回して、そこで売り上げをきちっと確保して、ひとつのNPOとして活動をしている。そういう自治体があったの、私、行ってびっくりしたんですよ。これほど完璧にうまくやっているところあるかと思って。そうすると、どうしても猟友会とそういう既成の団体に任せちゃうと、彼らの都合で物事を運んじゃうので、例えば猟期に補助金出んのはけしからんとか、そういう声も出るだろうし、1年通じてまじい時期に撃ちたくない。捕りたくないって、そういう思いも働くと思います。けど、1年間のそういう指定管理団体みたいな団体を作れば1年間稼働しなければなりませんので、そういうなかで猟友会も当然利益を得て、町行政の人たちも

そこにいろいろなふうなバックアップをして、それで何でもないおじいちゃん、おばあちゃん、農民の方、おばさんたちが加工したり、罾を使ってそういう捕獲することを学んで、生態のまま捕獲して処理する。そういうふうな、完璧なそういうリサイクルを作り上げている。それを私見て、これは一度こういうふうな方向性をやっぱり町のトップの方がお決めになって、もう町の出す金20,000千円でストップだと、あと1年間なんとか猟友会にしてくれというふうに願う、そのへんから始まってですね、山にある資源を最大限に活用して、害獣を有効な食肉に変える。そういうことを本当に、これから設楽町の特産品として、大事にあげていくような、そういうことも考えなきゃならんときにきてますので、幸い、さっき言ったように、北設議会のトップなさっている方ですから、各首長さんにこういうことでひとつ北設はまとまっているいろんな事業運営したが、とりあえず設楽町でそういう実験的なプランでやってみえるから協力してくれって、そのくらいは言えそうな気がします、いかがでしょうか。そのへんは。

産業課長 確かにそのように、新しい方法で動き出すっていうことも考えられないわけではないと思います。ですが、今現在ですが、津具地域に「ジビエの森」という施設があります。で、先ほど申しましたけれども、専業で従事しているという状況では、現在はありません。で、これがですね、どういう形に発展していくかというのもあるんですが、そのせっかくある施設、それからそういう団体がうまいことですね、回っていけるように、町としても応援しながら、まずはそちらの方向で検討を進めていくのが、まずは第一段階としていいことかと思っております。以上です。

6 高森 まさに、そのジビエの森というのが美郷町でやっている工場の形態なんですね。1年間仕事を稼働させる、これは大変ですよ。猟友会の協力なしにはやれません。だから1年間、とにかく猟友会は、もちろん一番おいしいときはしっかり捕って、なおあまりおいしくない脂ののってないときでも、やっぱり仕事として、仕事を作るって、そういうひとつの信念を持って山の資源を活用するということ、このジビエの森に教えることも大事です。もちろんバックアップすることによってジビエの森が通年営業できるようになれば、自然と設楽のほうからジビエの森ってすごいものが作っているなって、そういう事業の内容が発信されてきますので、私はこれ作るからジビエの森つぶすじゃなくて、今あるものを総合することが、やっぱり首長さんの一番大きい仕事だと思うんですね。それに、やはり金を出すには、それなりのやっぱり責任を持っていろんな事業をしてほしいというところで、やはり猟友会の方にも責任を持っていただいて、罾をかける人も責任を持っていただいて、おじいちゃん、おばあちゃんにも自分自身の仕事をきっちりやってもらうことによって、捨てられる物が全部きちんと大きな食品リサイクルの中にもってお金が回り出すって、そういう仕組みができると思うので、今回、たまたま行ったその美郷町が非常によく、残念ながら今回は産業課の方が1名も参加されなかったのが残念で、本当は産業課の方が来たらよかったです、町長いかがですか。今成功している事例を、設楽町でひとつそういう講演会とか、そういう催しを通して啓蒙されるとか、そういうふうなお考えいかがでしょうか。

町長 いろいろそうしたところ、先進地を研究されていい事例も御提言をしていただいております。やはりこうした問題、みんなで取り組むということも大きな、1つの大きな要素だろうというふうに思っていますし、今現在設楽町にある機関、猟友

会もそうです。ジビエの森もそうです。そうした人たちとの話し合いをいろいろ積み重ねる中でですね、今、高森議員が言われるような理想的というか、事実そういったことを具体的にやってみえるところもおありですので、今後そうしたことも、参考、またお聞きし、我々も勉強する中でいい方向を見出しながら進めたいと、こんなふうに思っております。

6 高森 まさに生きた企業体が、私が言った山くじらの会ですよ。だから生きてる自治体を、この議場で、多くの職員あるいはこの北設の首長さんあるいは議員さんに見ていただいて、こんなふうなやり方が思ったより楽にできるなって、そういうふうな納得、得心してもらってことが、やっぱりこれから全てをまとめる首長さんとしては一番大きな仕事だと思うんですが、ぜひそういう講演会を実現していただきたいと思いますが、町長さんどうですか。もう一声いかがでしょうか。

町長 そうしたことも含めて勉強をしていかなければいかんというふうに思っています。以上です。

議長 高森議員、関連の質問が集中しております。精査して質問をお願いします。

6 高森 あと、最後の高校の魅力アッププランですが、実はこれは邑南町という、1日昼から行ったところで、矢上高校という高校がありまして、ここがこういうパンフレットありますが、島根県立矢上高等学校、ここが普通科と産業技術科と2つあるんですが、お聞きしたところ、いろいろな資格が取れる産業技術科は30名の定員です。で、普通科は30、30で60名です。それで、ここは島根県が県全体じゃなくて、日本全国にそういう募集を発信していいというそういう学校ですので、日本全国に募集してます。だから、こういうちっちゃな山奥の矢上高校がそういうこともできる。これはやっぱり設楽町の力ではできなくても、県あるいは県をとおして、県知事とかそういう上の方の裁断を仰ぐことができますので、なんせ愛知県で1個だけの大事な林業科ですので、これをなんとかするにはやはりいろんな行政面のバックアップをしたと思います。で、ここは驚いたのは、私も田口高校へお聞きしたら、学校に指導者、技術者がいないというんですね。そりゃあそうですよ。忙しい先生がね、なんとか免許とか取りにいけない。だけど矢上高校は、技術者に重機持ってきてもらうんです。だからその出張費用だけで済んじゃう。非常に簡便なんです。だから、こんなのはそこに森林組合ありますから、「ちょっとフォーク頼まあ。」って言ったら来てくれるような気がします。そういうやはりお互いに助け合っているという地域ですので、やっぱり地域の高校のため、また将来卒業して森林組合に入るかもしれん生徒のためにも、そういうふうな林業実習を平日、何でもない授業の中で実現できる、そういうふうな体制というのはそうお金がかからないと思うんですが、これはどなたにお聞きしたらいいのでしょうか。よかったら、町長さんぜひ一言お願いします。実現に関しての可能性。

町長 田口高等学校も今言われるように、唯一、県下で林業科の所有しておる高等学校ですので、我々地元のこうした立場のものたちもですね、やはり林業科としての価値のある、また生徒さんたちも学びがいのある、そういうカリキュラムを、これからも取り入れながら、やはり唯一林業科というものを活かせるような、そんな学校であるように、我々も努力し、またそういったことも勉強する中で提言、また提案も含めてですね、県の教育委員会にもお伝えをし、我々の意思というものもわかってもらえるような、そしてやはりここの学校特有のですね、そういう

魅力的なものを作り上げていく。こういうことは必要だというふうに思っております。いろいろなところを高森議員も勉強をされてですね、参考になる事例、事案、またそういったことを提案していただいておりますので、我々もそういうことを参考にしながらですね、努めてまいりたいと思っております。以上です。

6 高森 ありがとうございます。やっぱり、地元の高校大事にしたい。存続させたい。そういう思いでいろんなことを提案しましたが、やっぱり地元の、我々が真剣になって学校や地域の発展を願わないと何一つ実現しません。さっきの猟友会を通したジビエの森を動かす企業体の構想にしても今の田口高校に林業機械のどんどん実習、そういうカリキュラムを設けることも一步一步は進んでおりますが、さらにこういう町のほうのバックアップがあればかなり早い速度でそういうふうな魅力が花開いて、そのうちに全国規模で生徒の募集ができるようになる、そういうことを私も祈念してますので、今後、さらなるプッシュをよろしく願います。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長 これで、高森陽一郎君の質問を終わります。

議長 次に、2番今泉吉人君の質問を許します。

2 今泉 それでは、最後になりました。7番目ですが、早めに切り上げたいと思います。あとがつかえておりますので。

それでは質問事項に入らせていただきますが、まず件名で「安心安全と生活環境、道路維持等のまちづくりを問う。」という件名であります。最初に私は、「安心安全」、「安全安心」かどちらにしようかなというふうに考えました。「安心安全」のほうが主観的なもので、「安全安心」のほうが客観的だというようなことが書いてありました。要するに、主観的なのかということで、「安心安全」にしました。よろしく願います。とりあえずは、今、このことで一応話はしますが、現在の愛知県の犯罪状況から、ならびに設楽署の管内、こんな犯罪状況などからやって、何が必要なんだということからお話させていただきます。

それでは読みます。だいたい内容を読んだと思いますが、いっぺん読みます。

過日、突然の通り魔事件のニュースをテレビ、新聞の報道で耳にすると日本国の安全性を疑うきょうこの頃であります。今から数十年前までは、どこの諸国よりも日本国は安全の国と言われ、外国人も日本は治安がいいということから、観光客も多数増えていました。しかし、今はどうでしょう。それを覆すような危険な国になりそうなことが懸念されます。毎日のように国内で凶悪事件、殺人、強盗、放火、身代金目的による誘拐、交通死亡ひき逃げ事件など発生を聞くたびに、またかと思ってしまう。このようなことから犯罪などを防ぐ方策で、どこの自治体も警察と情報交換を密にし、防犯、安全協会が中心となり、地域の皆さんと安全活動に取り組んでいると思います。10月末現在の愛知県内犯罪発生・検挙状況は、認知件数46,274件、検挙件数15,579件、検挙人員11,438人です。交通死亡事故発生状況は、人身事故件数28,959件、負傷者数35,011人です。11月末現在は集計ができていませんので、よろしく願いいたします。死者数は、県下で171人、これは昨日現在です。これでも全国でワースト1になっております。設楽警察署管内については、昨日、犯罪などの発生件数を確認してきました。お配りしてある資料は10月末現在ですので、よろしく願います。11月30日現在は、認知件数22件、窃盗犯14件、知能犯1件、その他の刑法犯が8件、検挙6件で凶悪

事件の発生なしです。町村別では、設楽町は総数13件中、窃盗犯6件、知能犯1件、その他の刑法犯6件。東栄町は窃盗犯総数6件中、窃盗犯が5件、その他の刑法犯1件。豊根村は総数3件、いずれも窃盗犯3件です。交通事故発生状況は、死亡2件、重傷5件、軽傷18件、物損263件です。町村別では、設楽町は死亡1件、重傷3件、軽傷11件、物損155件。東栄町は死亡1件、重傷2件、軽傷6件、物損65件。豊根村は軽傷1件、物損43件です。そこで、これらの状況を踏まえて、設楽町は、どのように、安心安全のまちづくりを築いていくのか調べてみました。事件はほとんどが故意犯、交通事故は過失犯を占め、ひき逃げ事件など悪質はありませんでした。これも設楽管内の治安が安定していると思えました。犯罪発生などの抑止は、地域の皆さん、行政、警察などの協力があつたから平穩に推移したたまものと思われまふ。しかし、設楽警察署管内で22人も被害にあつていまふので、注意が必要でふ。これにあつては、設楽警察署長も懸念をされていまふた。設楽警察署管内は、犯罪発生など県下でも一番少ない発生でふが、油断してはいけなふと思いまふ。何時、何処で、どのような大きな事件事故が発生するかも知れまふせん。起きてからでは遅いのでふ。起きる前の対策をしなければならなふと思いまふ。このほかにも特殊詐欺、生活環境、災害等事案の発生も懸念されまふ。設楽町の町民の環境維持を推進するには、防犯、街路灯、防犯カメラの必要性が認められまふ。これは役場でヒアリングした結果でふが、設楽町には、個人を除く防犯カメラの設置状況は、田口地内に6台、津具地区に2台、名倉地区2台、清嶺地区に1台、計11台しかありまふせん。隣接の東栄町は19台、豊根村は36台でふ。設楽町は隣接の人口よりも多いのにも関わらず11台しかありまふのが不安でなりまふせん。犯罪発生の数も防犯カメラの設置台数で違つていまふと思いまふ。そこで設楽町をより良い、安心安全のまちづくりと生活環境づくりなどを実施するためにも、次の質問をいたしまふ。

最初に、設楽町管内に犯罪発生などを抑止する目的で、大幅な防犯カメラの設置と防犯灯を取りつけ、町民の皆さんに対し、安心安全の環境づくりが整つていまふことを知らせる目的を遂行するためにも、メリット、デメリットがあると思いまふが、町の姿勢をお聞きしたい。

2として、次に、生活環境事案でふが、台風21号、24号の襲来で、家屋などの大きな被害はありまふせんでしたが、各種、大なり小なりの被害があらまふた。特に、大雨で道路の法面が崩れ、側溝内などに草木がつまり道路上に水が溢れ出ている箇所が数ヶ所ありまふた。いまだに、修繕した形跡もありません。町の復旧に対する姿勢を伺いたい。

3、今までに2回、ヤマビルの対策をお聞きしていまふが、いまだに確実なる駆除方法はありまふせん。また、今はマダニが増えており、町民の方も何人も被害にあつていまふことも聞いていまふ。これらを含み防除対策を町はどのように遂行し、町民に説明し訴えるかお聞きしたい。

で、1回目を終わらさせていただきます。

総務課長 総務課から、防犯カメラと防犯灯のメリット、デメリットについて、町の姿勢についての質問にお答えをさせていただきますと思いまふ。

始めに、防犯カメラについてであります。今泉議員が役場の職員にヒアリングされた防犯カメラの数ですけれども、私が把握していまふものちょっと違つていまふので、改めてちょっと紹介をさせていただきますと思いまふ。田口地区で8台、津具地区で2台、名倉地区で3台、清嶺地区で3台の計16台が設置されていまふ。

これはうちのほうで確認をさせていただいておるんで間違いがない数字だというふうに御理解をいただきたいと思います。で、確かに防犯カメラの数は、他町村よりも少ない数の状況でありますけれども、それで不安でしかたがないかという、私はそういうことではないというふうに思っております。

確かに、犯罪の抑止には多少なり効果はあると思っておりますけれども、現実的には防犯カメラというのは、犯罪発生後の犯人逮捕への画像証拠等になることのほうが多いと思われるからであります。やはり、犯罪を未然に防ぐことが大事であり、今後とも北設楽郡防犯協会と協力しまして、犯罪のない社会づくりを行っていききたいというふうに思っております。

なお、防犯カメラの設置・運用につきましては要綱が定められておりまして、個人のプライバシーの保護に配慮することや情報提供をする場合の規約等が決められております。

また、来年度には設楽警察署の協力を得まして、中部電力が防犯カメラの設置を下津具地内の通学路に1台設置する予定になっております。なお、今後においても、警察等関係機関と協議しながら、防犯カメラの設置について検討をしていきたいというふうには思っております。

なお最後になってしまいましたですけれども、議員質問のメリット、デメリットについてですが、先ほどもお話ししたように犯罪の抑止には多少なり効果があるというふうに思います。デメリットにしましては、1台あたりの電気料が年間約7,500円かかります。それからSD等のメンテナンス等にもかかるっていうのがデメリットだというふうに思っております。

次に、防犯灯についてです。防犯灯の設置につきましては、議員承知のとおり4月の区長会で希望がある場合には、6月末までに町へ要望を出していただけるようお願いをし、予算の範囲内で設置をしています。本年度については8基の設置を予定しております。防犯灯のメリットですけれども、町民の方が安全に夜間通行できますし、一度設置すれば電気代などの維持管理につきましては、地元での負担をお願いしていますので、特段の町としてのデメリットはないように思っております。

ただ、津具地区では旧津具村時代に防犯灯の電気代を村が支払っていた経緯がありまして、現在も一部で町が負担をしています。町で負担するべきものと、地域で負担するべきものの調整をですね、再度するよう監査委員から御指摘等を受けておりますので、今後においても精査が必要ではないかというふうに思っております。以上です。

建設課長 それでは、私からは2つ目の台風通過後の町道の管理についてお答えをいたします。

現在、設楽町には、335路線、延長で328km余りの町道があり、町民の皆さんの生活に密着した道路として御利用をいただいております。今回の台風21号ならびに24号では、突風を伴った豪雨のため、多くの町道で法面の崩壊や倒木により通行不能となり御不便をおかけいたしました。台風通過後は、担当課の職員が総出で点検を行うとともに、区長さんをはじめとした住民の皆さんからの情報を整理し、復旧に努め、現在までに延べ71路線で14,000千円余りを費やしまして、崩土除去や倒木処理などを行いました。また、住民の皆さんの手により、側溝さらいなどをしていただいた地区もあり、大変ありがたく思っております。

国県道では、7月の豪雨により国道420号線が法面崩壊により通行止めとなり

ましたが、早期に仮復旧をしていただき、現在、本復旧工事を鋭意行い3月末の完了を予定しているとのことでございます。

また、台風24号では、県道坂宇場津具設楽線が田口の杉平地内で路肩決壊のため現在も通行止めとなっておりますが、大変御迷惑をかけておるわけでございますが、今月末までには通行止めが解除できるようにということで、県のほうで準備を進めているということでございます。国県道におきましても、住民の皆様から多くの情報をいただいておりますので、その際には、県に速やかに連絡をして早急な対応をお願いをしております。

今回、議員より側溝に草木がつまり道路上に水が溢れ出ている箇所があるとの御指摘でございますが、長い町道の延長の中、見落とし等もあるかと思っておりますので、後ほどで結構でございますので場所等を教えていただければ現地のほうを調査の上、対応を考えていきたいと思っております。

最後に、台風等の災害時の復旧に対する町の姿勢としましては、まずは、ライフラインである生活道路について早急に最低限の確保を行うこと。その後、徐々になると思っておりますが本来の状態に復旧に努めてまいりたいと思っております。町内の業者さんにもお願いをいたしまして早急の復旧に努めてまいります。人員等にも限界があると聞いておりますので、町民の皆様にも御理解と御協力をお願いしたいと思います。以上で、私からの回答とさせていただきます。

産業課長 それでは3番目のヤマビル、マダニの件について産業課からお答えいたします。

マダニの件については、産業課が詳細を承知しているというものでもありませんけれども、ヤマビルに絡めて質問いただきましたので、私のほうからお答えします。

ヤマビルやマダニへの対応については、何か対策が、有効な対策が打てればいいのですけれども、議員も御承知のとおり、決定打となる対応策がないというのが状況です。対処療法になりますけれども、かまれないための対策を講じるということが重要になってきます。

御質問のマダニについては、重症熱性血小板減少症候群というような、ひどい場合には死にも至るといような、感染症の原因にもなるようです。かまれました場合は、数週間程度は体調変化に注意し、発熱がある場合は、医療機関を受けてくださいということになっております。今後、状況をみながら、必要に応じて、広報紙などで注意喚起を必要な場合は行いたいと考えます。ヤマビル、マダニに関して、関係機関にも情報提供を求めていきますけれども、皆様も何か有効な情報がありましたら、御提供をお願いします。以上です。

2今泉 大変ありがとうございました。防犯カメラの設置については、私がちょっと間違ったのか、ちょっと11台だと思ったのですが、なんか16台あると言われたんですが、それでもまだ4,855人ですかね、11月現在で人口が。で、東栄町よりもだいぶ多い、豊根村に比べればはるかに人口が多い、こういうふうなところで、16台というのはちょっと少ないかと思っておりますが、なんとかこれを多く、もう少し、1台じゃなくて、先ほど言った1台、中部電力から1台というのは、おそらく50台、中部電力が愛知県のほうに寄付した。その中からの応募で設楽町が1件応募したということですかね。

総務課長 応募したということで、中電のほうから割当てでうちのほうへ来たということですよ。

2 今泉 わかりました。

それでは再質問のほうにいきます。防犯カメラの設置については、先ほど言われたように、町民のプライバシーも考慮することはわかっていますが、昨今の犯罪情勢をみますと、ここに防犯カメラが設置してあれば、犯罪が起きなかった事案も伺えます。特に、設楽町では、車上ねらい、自販機ねらい、かっぱらいその他の刑法犯、特別法犯に威力を発揮すると思います。子供さん達の通学路、お年寄りの昼夜間等の俳諧、不法投棄などにも監視効果があると思います。これらのことを考慮し、予算を提案する気構えがないか、町の姿勢を伺いたい。また、安心安全の観点から設楽町に設置されている街路灯は、現在、設楽町田口、名倉、津具地内に設置されていますが、電気料、他の障害などの理由から切れている箇所があります。商店や廃業した個人の方に聞き取り調査すると「電気料金が高い、店を辞めたので撤去した、壊れた」等の理由でありました。田口地区では、LED電球に替えており明るいですが、廃業し撤去した場所は暗いです。名倉地区はLED電球使用で、街中が非常に明るく安全性があると思いました。津具地区には、消えている街路灯5ヶ所、他は点いているんですが、古い電球でまったく暗いです。特に、津具地区下町信号交差点付近は、街中が5ヶ所に渡り、電気が点いてないので、暗くて子供達やお年寄りなどが通行するにも危険であることが認められました。こんな状態だと、せっかく安心安全なまちづくりを実施しても、ゴーストタウン化する可能性が考えられ、何時犯罪が発生するか懸念されます。今の電気料を安くするためにも、LEDの電球に変えることが必要と思います。町はこのような実態をどのように思われるか、さらに、LEDに替えるための補助金とか助成金を考えるべきと思う。しかし、中部経済産業局にまちづくりのための防犯カメラ、街路灯の補助金について確認すると、平成25年度にこの制度が終了したことを聞きましたが、同局は、「もし町村でこの時点について予算が確保されていれば、この限りではない。」と回答をもらっています。設楽町は、安心安全のまちづくりのために、予算が確保されていないか、もし確保しているならば、防犯カメラ、街路灯などに、支援策が必要と思われるが、その姿勢を伺いたい。また、予算が確保されていないというなら、特別会計を一般会計に繰り入れし、対応してもらいたいと思いますが、その見解をお聞きしたい。また、今後設楽ダム建設が進行するにあたり、多数の人が出入りしますので、この点も考慮してもらいたいと思いますのでお願いします。

総務課長 防犯カメラの設置につきましては、16台と少ないとおっしゃられてますけれども、警察と協議して、ここに設置すれば犯罪抑止等に役立つのではないかとということで、設置をさせていただいております。で、商工会が10台で設楽町が6台だったというふうに思いますけれども、そういう形で割り振り、棲み分けもしまして設置をさせていただいております。

それから街路灯についての話ですけれども、あれたぶん商工会で設置をさせていただいて、商工会で管理をして、個人で管理をしてと、そういうような要望がですね、産業課等を通じてですね、商工会さんからあれば検討する余地はあるかと思いますが、やっぱり個人事業主が自分の防犯のためにやっておるということですので、うちがいろいろ口だしすべきものではないというふうに、私は理解をしております。

それから最後の特別会計から一般会計に繰り入れてというのは、何のことでおっしゃられているのかよく理解できませんので、もう一度御説明をしていただ

ればというふうに思います。お願いします。

2今泉 わかりました。そうすると、設楽町としてはこれ以上防犯カメラというのは、増やすような計画だとか、そういう予定はしていないということですかね。

総務課長 先ほどの答弁でもお答えをさせていただいたように、警察等で相談しながら、「ここへつけた方がいい。」というような御意見がありましたらつけていくことはやぶさかでないというふうには思っております。以上です。

2今泉 はい、わかりました。

それではですね、2番目の町林道の法面だとかを獣と思われる動物が荒らし、土砂などが側溝内などに入り、山からの水が道路上に染み出ている箇所あります。これから寒くなると凍り、車の通行に支障を及ぼし事故に繋がるとは思われますが、町の凍結防止対策を伺いたいと思います。

また、津具麓地内の県道の側溝の蓋が摩耗し、歩行者、自転車、車椅子等で通行が危険であることから、町民が町に進言したようですが、何も回答がなく困っているが、なにゆえこのような進捗状況を回答しないのか、町の説明をしてください。お願いします。

建設課長 先ほどお答えしましたように、側溝がつまって水があふれているようなところがございましたら、後ほどで結構ですので、教えていただければ一度現地のほうを確認して、その対応等は考えていきたいと思っておりますので、ここでは個別のちょっと路線についての回答は控えさせていただきたいと思っております。

冬場の凍結等の防止につきましては、融雪剤等も支所にも準備をさせていただいておりますので、また町でも主要な道路については、除雪とか融雪剤の散布とかしておりますので、そのへんで対応をしていきたいと思っております。

先ほどの県道の件につきましては、ちょっと私、承知をちょっとしておりませんので、また一度現地のほうを調べまして、県のほうに改めてお伝えをしたいと思っております。以上です。

2今泉 はい、ありがとうございます。そのように、やっぱり住民の皆さんからの困っていること、そういうことをまず役場のほうにおそらく皆さんが聞くとお思います。そうした場合は、例えば「どこにどのくらいかかる。」だとか、「検討する。」だとか、「あとどのくらいかかります。」とか、それに対する回答だけは必ず要望してきた人にしてほしいと思っております。

最後ですが、先ほどヤマビルの件で産業課長からお話がありました。やっぱりヤマビルに今まで経験しておりますが、何かといろいろ調べてみましたが、やっぱり駆除というものはなかなか対策は今ところありません。自分等で身を守るしかないということですが、これもこの間、産業課長さんとお話ししたんですが、現在設楽町の神田のほうでもヤマビルがすごいですね。ヤマビルがすごくて、今年はちょっと夏場は気温が高かったもんで、ヤマビルの動きが悪かったということで、夏の暑い時35度前後くらいになった時はヤマビルが活動しなかったみたいと言っておりました。ヤマビルは35度以上になると、死滅するようなことも言っております。これは一般財団法人環境文化総合研究所のヤマビル研究会というところがあって、そこの代表の谷重和さんという方が、いろいろヤマビルのことで研究しているんです。そして各地区にこの人が出向いて、ヤマビル対策のことについていろいろやっておりますが、このことをおそらく設楽町田口で、神田のほうにもあっても、まもなく現在田口のほうまでヤマビルが入ってきます。現在、白山神社までヤマビルおると聞いております。これによって、いずれにしても全

部ヤマビルになっちゃつとると、大変でございますので、ヤマビルに対する対策でどのようにしたらいいかということで、こういうヤマビル研究会の谷重和さんという方が各地で出向いておりますので、設楽町としてもこの人を招き入れてそういうことをやったらいかがだと思いますが、いかがですかね。

産業課長 そういう御提案ありましたので、必要に応じまして検討したいと思いません。以上です。

2今泉 そういうことで、私がいろいろちょっと聞いたんですが、最後に今までに質問した状況について、町長さんは説明責任があると思しますので、その見解をお聞きしたいと思います。

町長 今泉議員からいろいろ御心配の向きの御質問をいただきました。また御提言もいただいたところでございます。いろいろそうした細かいところまで御心配を、こうした場面で一般質問の中でこうして質問されたということで、大変重いことだというふうに受け止めてもおります。今後、今お聞きしたようなことをですね、具体的に細かいところも担当が直接に伺いながら対応を図っていく。そんな状況を考えていきたいと思っています。よろしく願いいたします。

2今泉 もう1点、ちょっといいですかね。忘れまして。さっきのヤマビルの件ですが、いいですか、もう1回。これ神田のほうで、何人かが冬に今まいている融雪剤ありますわね。融雪剤、凍るといかんということまでまいてます。あの融雪剤を休耕田だか、自分の通るところか、ああいうところにまいたらしいです。そうしたらそのまいたところが、ヤマビルが全くいなくなったということをお聞きしております。それで作物はどうだというと、大量にまくと作物はいかんけど、軽くばらばらとまくくらいだったら大丈夫だということを住民の方が言ってましたが、これ根拠ないですね。根拠ないんだけど、そういうことで住民の方がこれカーマで買くと2,100くらいくらいかかるんです。20kgくらいがね。もし設楽町でそういうものを、融雪剤を町民の、その方が自己責任ということで町のほうに融雪剤をほしって言ってこられたら、その場合はどのように対応するんですかね。

建設課長 今、融雪剤をまかれるっていうお話でしたけれども、融雪剤をまかれるのは御自身の責任でまかれればいいのかと思うんですけれども、町道の融雪用の融雪剤でございますので、目的が違いますので、それはまた別の方法で調達をお願いしたいと思います。

2今泉 わかりました。やっぱりそういうことで、根拠のないことがはっきりしないものはやっぱり難しいということはおわかりです。だけど、神田のほうの人たちは自己責任でやるということをおっしゃったので、そうなったら自分等でやるしかないと思います。

以上、ちょっといろいろになりましたが、これで質問を終わります。

議長 これで、今泉吉人君の質問を終わります。

お諮りします。休憩を取りたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 午後3時までといたします。

休憩 午後2時50分

再開 午後3時00分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、議案第53号「東三河広域連合規約の変更について」を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 では、議案第53号「東三河広域連合規約の変更について」、東三河広域連合規約を変更するため、地方自治法第291条の11の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を求めるものであります。変更理由としましては、東三河広域連合において、平成31年度から実施する新たな地方創生事業を追加するため、規約第4条第11号に「ウ」としまして「若者等の人材還流に関すること。」を追加するものであります。施行期日は、平成31年4月1日であります。事業概要としましては、首都圏や名古屋圏の若者等を対象とした東三河の企業とのマッチング支援でありまして、その実施目的は、東三河地域外の大学生等の若者を対象に東三河地域の企業等の情報を紹介し、東三河地域への就職、人材還流を促進するものであります。現在、検討している事項は3点ありまして、1点目は名古屋圏における5校程度の大学において、東三河の20社程度の企業により東三河での仕事や暮らしの魅力を紹介する学内セミナーや交流会を開催するものです。2点目は、名古屋市内で開催されるインターンシップフェアへ参加するもので、東三河企業のブースを設けて、企業情報等を紹介し、そのマッチングを支援するものであります。3点目は、東三河で開催される就職活動のイベント情報を名古屋圏をはじめとする大学生等にメールやSNS等を活用して情報を配信する事業であります。いずれも現在検討中の事業であります。これらを踏まえて若者等の人材還流に関することを連合の規約の中に追加するものであります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

5 金田 2点お願いします。名古屋圏などの5大学っていうようにおっしゃったように聞こえましたが、5大学がわかれば教えていただきたい。それからもう1つは、最後の就職活動イベント等の情報配信とおっしゃいましたように聞こえましたが、その配信の方法についてどのような方法で配信するのか教えてください。

企画ダム対策課長 まだ具体的な事業内容についてはこれから詰めていく段階でございますけれども、大学につきましては、東三河地域の出身者が多く在学する大学という程度のことしかまだ考えておりません。これから具体的な大学は検討していくことになると思います。また情報発信につきましては、先ほどSNS等となっておりますけれども、こちらにつきましても、これから具体的な事業内容を検討していくことになると思います。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。議案第53号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第53号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第7、議案第54号「設楽町町営住宅条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第54号「設楽町町営住宅条例の一部を改正する条例について」、地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出するものであります。改正理由としましては、西貝津住宅及びシウキ住宅の用途廃止に伴うもので条例別表第1に規定する普通町営住宅からこの当該住宅を削除する改正であります。なお、附

則として、改正条例の施行期日は公布の日からであります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

5 金田 用途廃止についてはきれいに整地も、平地っていうんですか、元どおりの普通の平地に整地されていてよくわかりました。この条例に反対するものではありませんが、その整地したところについての管理等について伺います。まず、町の持ち物と個人の持ち物があつたと思うんですが、個人の持ち物についてはそれぞれ円満にお返しできたかどうかということ。それから、町の持ち土地というか、がまだ残っていると思うんですが、そこの今後の管理については、例えば「草ぼうぼうになっちゃう。」とかっていうことを近所の方が懸念されているんですが、そういうことについてはどうでしょうか。そして、お返しした土地についても手が回らないで草ぼうぼうになっちゃうってこともちょと懸念される方がありましたが、そのあたりはいかがでしょうか。

建設課長 西貝津住宅につきましては、全体で約4,200㎡ございまして、町有地が約1,900㎡、残りが民地ということで、これは民間の方にお返しをするということでお話もできております。シウキにつきましては、全体で2,500㎡ほどございまして、そのうち約半分につきましては、もう10年ほど前に一部取り壊した際にお返ししております。今回取り壊します3棟分につきましては、今回取り壊して更地にしてお返しをするということで、お話のほうもできております。整地後の管理につきましては、町有地につきましては、普通財産として管理をしていきたいと思っております。民地につきましては、それぞれの方の管理ということで、お願いをしたいと思います。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。議案第54号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第54号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第8、議案第55号「設楽町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第55号「設楽町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例について」、地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出するものであります。改正理由は、児童扶養手当法の一部改正により、児童扶養手当の支給制限適用期間が改正されたことに伴い、母子家庭及び父子家庭の医療費受給資格者の適用除外にかかる規定を改めるものであります。改正内容としましては、1枚はねていただいて改正条文のほうですが、第2条第2項第1号に規定する受給資格者の適用除外にかかる規定中、受給資格を判断する基準の期間を、従来の1月から7月までは前々年の所得であったものが、今回の改正により、10月まで前々年所得を対象とすることに改めるものであります。施行期日は、公布の日であります。児童扶養手当法の改正にあわせて11月1日から適用し、経過措置を規定するものであります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 改正の理由について説明してください。

副町長 母子家庭等医療費の支給条例の中において、所得のかかる部分においては児童扶養手当法による適用制限の所得を引用してありますので、本体の児童扶養手当法のほうがその所得を把握する基準日が7月までだったのが11月に改正されたことによって、母子家庭等の医療費の条例における所得の制限する期限を改めるということであります。

10田中 7月から10月に変わった理由を、延長された理由を教えてください。

町民課長 児童扶養手当法の現況届のほうは8月ということになっておりますので、その関係で7月を10月まで延ばしたということになります。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 ないようですので、これで質疑を終わります。議案第55号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第55号を文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第9、議案第56号「平成30年度設楽町一般会計補正予算(第4号)」から日程第13、議案第60号「平成30年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)」までを一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第56号から60号まで、一般会計、4特別会計の補正内容について、一括で説明させていただきます。

議案第56号「平成30年度設楽町一般会計補正予算(第4号)」について説明します。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ195,811千円を追加し、予算総額7,019,949千円とするものであります。第2条の繰越明許費については、4ページの第2表をお願いいたします。事業名に記載する3件の新規事業は、いずれも今回、早期着手して事業効果を早く得るため追加補正する事業であります。それぞれ年度内完了が見込まれないことから、総額131,012千円について、本議会の議決を経て次年度に繰り越して執行させていただくため、提出するものであります。なお事業の詳細については、歳出の中で説明させていただきます。第3条の地方債の補正につきましては、5ページの第3表地方債補正に記載する公共下水道整備事業は、管渠工事の補正増にかかる財源として過疎債を900千円追加し、下段の小中学校に空調設備整備事業の財源として、新規に学校教育施設等整備事業債を51,300千円計上し、総額52,200千円を起債限度額として追加するものであります。

それでは歳出から説明しますので、補正予算に関する説明書10ページ11ページをお願いいたします。今回の補正は、一般会計、農業集落排水特別会計において、人件費補正を計上していますが、マイナス補正については、人事異動に伴う未補正分の不用額を計上し、プラス補正については、本年度の人事院勧告に基づき国会で可決された給与法改正に伴う給料月額及び勤勉手当の増額に対応するための給与補正でありますので、詳細な説明は省略させていただきます。それでは、第1款から説明します。1款議会費1項1目議会費は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に準拠し、議会議員の期末手当の支給割合を0.05ヶ月引き上げることによる補正です。2款総務費1項1目一般管理費の13節委託料は、平成32年度からの会計年度任用職員制度の導入にかかる運営方針、例

規整備、具体的な任用方法等の準備を進めるための委託業務であります。対象者は、一般職員を除く特別職、非常勤職員をはじめ、臨時職員、嘱託員、賃金職員等のおのの勤務状況を詳細に精査し、新たな任用制度を創設するものであります。2目財産管理費は、先の全員協議会で説明しましたように、現清崎貯木場用地を清嶺地区防災拠点施設として購入し整備するため、約18,600㎡の土地利用計画の構想策定及び用地測量の実施に要する委託料を新規計上し、業務完了後、愛知森林管理事務所と協議していくものであります。5目企画費は、東三河森林活用協議会の森の有効活用の方策を推し進めるため、昨年度に引き続き、展示会を開催するための所要額を追加するものであります。6目移住定住推進費は、上半期のしあわせまちづくり報償金の申請数が、当初見込みを上回ったことにより、今後見込まれる出産奨励5件分を追加するものです。11目津具総合支所費の11節需用費は、台風21号、24号により、防災倉庫のシャッターが破損し、また基幹集落センター火災報知器の受信機が消防設備法定点検で老朽化による不具合が指摘されたことにより、それぞれ所要額を修繕費として計上するとともに、すでに庁舎及び公共施設の修繕費の流用に要した光熱水費を補正するものであります。13ページ、15節工事請負費は、旧下津具小学校解体工事において、当初設計よりも木くず及び地中のコンクリート塊が多く、変更契約に要する費用の補正であります。3款民生費1項2目障害者福祉費は、平成29年度障害者自立支援給付費等負担金、障害者医療費負担金等の実績額に基づき、超過交付分の国庫支出金等が確定しましたので、過年度分返還金として新規計上するものであります。2項児童福祉費1目児童福祉総務費は、平成32年度からの子ども子育て支援事業計画の策定について、本年度になって利用希望把握調査の実施、事業量の見込み算出が国から指示されたことにより、本年度実施分のニーズ調査業務にかかる予算を新たに計上するものであります。なお、詳細な計画策定に要する費用は、新年度予算へ計上します。2目保育園費の11節需用費は、遊具の保守点検及び県の指導監査において修繕が指摘されたもので、名倉保育園は遊具の小屋の支柱材の取替え、津具保育園はコンビネーション遊具の着地規格及び踊り場板の腐食にかかる修繕費をそれぞれ計上するものです。15節工事請負費は、夏場の熱中症予防と安全安心な保育を行うため、未設置の津具保育園において、保育室3室、職員室、乳児室及び保育室の計6室に新たな空調設備を整備する補正であります。15ページ3項国民年金事務取扱費1目国民年金費は、国からの通知に基づき、国民年金第1号被保険者の産前産後の保険料免除にかかる国民年金システム改修と処理結果一覧表の電子媒体化に関する委託料を計上するもので、今年度に限り全額国庫委託金で対応します。4款衛生費1項1目保健衛生総務費は、つぐ保健福祉センター事務室のプリンターが故障で部品もなく修理不能となったため、新たにコンパクトサイズの機器を購入するものです。2目予防費の不妊検査費助成費は9月までに新規の特定不妊治療の新規申請を3件受理し、今後の検査治療に不足する分を計上したものです。また未熟児養育医療給付金は、昨年実績はなかったものの、本年7月に出生した子どもが当該医療の対象として現在入院していますので、今後要する分を含めて155日分の入院費及び療養費を給付する費用を追加するものであります。17ページ4目環境衛生費の19節、住宅用太陽光発電システム設置費補助金は、消費税増税の駆け込み需要もあり、当初見込み件数3基より多くの申請が見込まれるため、2件分40万円を追加計上するものです。2項清掃費1目清掃総務費の19節、合併処理浄化槽設置費補助金は、

新規住宅の増加に伴い、当初見込み件数 10 基より多くの申請が見込まれるため、5 件分の 2,310 千円を追加するものです。5 款農林水産業費 1 項 4 目農業集落排水費は、給与改定に伴う人件費にかかる特別会計操出金の補正です。19 ページ 2 項林業費 2 目林業振興費の 13 節、あいち森と緑づくり事業委託料は、事業候補地調査及び承諾交渉、事業境くい打ち、調査測量の実施数量が当初より 101 ha 増量となったため、それぞれの業務の所要額を補正するものであります。なお、金額は県からの林業振興費委託金であります。19 節の間伐材搬出事業補助金は、当初見込量 6,250 m³ をすでに超え、今後も交付申請が見込まれることから、年間見込みの 10% 分を増量として追加計上するものであります。次の林業経営作業道開設事業補助金は、新規等 5 路線や路線延長により不足が生じたため所要額を補正するものです。3 目林道事業費は、台風 21 号、24 号の暴風雨による倒木、路面洗掘、路肩決壊等の被害により通行不能な路線が生じたことから、今後の復旧に要する 11 路線の重機借上料の不足額を補正するものです。6 款商工費 1 項 1 目商工総務費の 19 節補助金は、先の 9 月議会でも補正させていただきましたが、起業チャレンジ支援補助金にかかる新規農業者情報が農協からありましたので、新規就農を促進するため、1 件分をさらに補正するものであります。4 目観光施設管理費は、花の山公園を管理する作業賃金に不足が生じたので、所要額を補正するものです。21 ページ 7 款土木費 2 項 2 目道路維持費の重機借上料は、林道事業費同様に台風被害の復旧に要する費用で、すでに雪氷対策分を補填して実施しているため、復旧にかかる費用に今後の雪氷対策分を加えた額を補正するものです。5 項 1 目公共下水道費は、特別会計における管渠工事の追加に伴う財源として国庫補助金及び下水道事業債を除いた 8,600 千円を繰り出す補正であります。8 款消防費 1 項 3 目消防施設費は、本年の台風被害を教訓として、倒木等により長期停電した際の防災行政無線屋外再送信子局の電源ダウンに対応するため、外部から接続できる発動発電機を 5 台購入し、有事の際に現場で電源確保に努め、町民に防災行政無線を的確に伝達できる体制を確保するための補正です。23 ページ 9 款教育費 1 項 2 目事務局費の 13 節委託料は、台風 24 号被害により、県道坂宇場津具設楽線が通行止めとなり、長江線の代替として、スクールバス臨時便として小松長江地区の児童を移送したため、当該運行分を補正するものです。15 節工事請負費の井戸入教員住宅取壊工事は、浄化槽、側溝及び焼却炉等の住宅周辺構造物の撤去費用を見込んでいなかったため、その額を追加するものです。また、先の全員協議会で説明しましたように、熱中症予防と安全で快適な教育環境とするため、町内全小中学校における普通教室をはじめ特別支援教室、パソコン教室、職員室等の未設置箇所合計 60 台の空調設備を整備する費用を新規に計上するものであります。12 節役務費、18 節備品購入費及び 27 節公課費は、9 月議会で説明しましたように、教育委員会優先マイクロバスが故障していますので、マイクロバスを更新するため、それぞれ自動車損害保険料、車両費及び自動車重量税を補正するものです。4 項社会教育費 5 目町民図書館費の事務賃金は、図書館事務員の昼休憩時の交代要員 1 時間分を当初予算で見込んでいなかったことにより、所要額を補正するものです。25 ページ 5 項保健体育費 4 目つぐグリーンプラザ費は、トップライト防水工事において、工事の開始前にいったん水を抜いて完了後に再度注入することとなるため、水道料を補正するものです。10 款災害復旧費 1 項 1 目農地災害復旧費の 15 節工事請負費は、台風 21 号で東部区の田の畦畔が 15m 崩れたため、国の農地災害補助の適用を受け、復旧する費用と

して2,080千円を補正するものであります。

続きまして、歳入について説明しますので、4ページ、5ページをお願いいたします。12款分担金及び負担金1項2目災害復旧事業費分担金1節農地等災害復旧事業費分担金は、農地の法面復旧工事費から国庫補助金を除いた額の10%を条例に基づき分担金として徴収する補正であります。14款国庫支出金1項2目衛生費国庫負担金1節予防費負担金は、歳出で説明しました未熟児養育医療給付金から国の徴収基準額を差し引いた額に対して、負担率2分の1で交付されるもので、歳出の増に伴い249千円増額する補正です。2項国庫補助金6目教育費国庫補助金3節小中学校管理運営費補助金は、歳出補正の冷房設備整備事業費の補助対象額77,000千円に補助率3分の1を乗じた額を冷房設備対応臨時特例交付金として新規計上したものです。7目災害復旧費国庫補助金1節農地等災害復旧費補助金は、農地災害復旧費2,080千円に対して補助率2分の1の額を計上しています。3項国庫委託金2目民生費国庫委託金2節国民年金費委託金は、歳出の国民年金システム改修委託費の全額を新規に計上しています。7ページ15款県支出金1項1目総務費県負担金1節ダム対策費負担金は、下水道管渠工事の歳出増に伴う追加補正で、負担率は80%です。3目衛生費負担金1節予防費負担金は、未熟児養育医療給付金にかかる国庫負担金と同様で、県の場合は、負担率4分の1であります。2項県補助金3目衛生費県補助金2節環境衛生費補助金は、住宅用太陽光発電施設設置費補助金の2件増による追加です。3項県委託金3目1節林業振興費委託金は、あいち森と緑づくり事業に要する追加補正額の全額を計上するものであります。18款繰入金2項基金繰入金2目1節公共施設等総合管理基金繰入金は、歳出補正の旧下津具小学校解体工事の財源として、繰り入れるものです。4目1節財政調整基金繰入金は、特定財源を除き、歳入歳出補正額の調整額として87,461千円を増額補正するものです。9ページ20款諸収入4項4目雑入12節予防費収入は、未熟児養育医療費の対象児童の新規該当により個人負担金を増額する補正です。21款町債1項過疎対策事業債6目土木債2節公共下水道債は、管渠工事費から国庫補助金ダム対策費県負担金を除いた額の2分の1に相当する900千円を財源として充当するための追加補正です。最後、5項学校教育施設等整備事業債1目1節学校教育施設等整備事業債は歳出補正の冷房設備整備事業費の補助対象額77,000千円から補助金額を除いた額を起債対象額として新規に計上しています。

続きまして、議案第57号「平成30年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」について説明します。今回の補正予算は、歳入歳出額にそれぞれ18,092千円を追加し、予算総額を572,555千円とするものです。

歳出から説明しますので、6ページ、7ページをお願いいたします。2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給付費は、上半期実績において当初見込みより多額の医療費が生じていますので、今後の不足見込額を補正するものです。5目審査手数料は、診療件数の増加に伴い所要額を補正するものです。2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費は、給付費と同様、高額な医療費の発生により決算見込みにおいて不足額が生じますので増額補正するものです。4項出産育児諸費1目出産育児一時金は、今後の出生見込みに対応するため不足分の2件840千円を補正するものです。5項葬祭諸費1目葬祭費は、現時点で7件を支給していることから、今後の不足が見込まれる4件分の200千円を補正するものです。9ページ5款保険事業費1項1目特定健康診査等事業費は、次年度の検診無料化に伴う

受診申込件数の増加が見込まれる中、受診券発送業務の時間短縮、効率化を図るため、角2の窓付き封筒を10,000枚まとめて作成する補正です。6款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目一般被保険者保険料還付金は、保険証更新の際、すでに社会保険に加入済みの者からの遡及喪失の届出により過誤納金を還付するため150千円を補正するものです。

歳入について説明しますので、4ページ5ページをお願いいたします。7款繰入金2項1目基金繰入金は、歳出の補正財源として全額を増額補正するものです。

続きまして、議案第58号「平成30年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」について説明します。今回の補正は、歳入歳出額にそれぞれ1,096千円を追加し、予算総額を211,307千円とするものであります。歳出については、説明書の6ページ7ページをお願いいたします。1款総務費1項1目一般管理費の13節委託料は、健康診査の受診者数及び検査項目の増加に伴う1人あたり単価の増額により1,096千円増額する補正であります。

続きまして、歳入について説明します。4ページ5ページに戻っていただいて、5款諸収入3項1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、歳出の補正財源として全額を受託事業収入として増額補正するものです。

続いて、議案第59号「平成30年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第2号）」について説明します。今回の補正は、歳入歳出額にそれぞれ15,000千円を追加し、予算総額を461,565千円とするものであります。第2条の地方債の補正については、3ページの第2表地方債補正に計上する公共下水道整備事業にかかる下水道事業債を900千円増額して、31,600千円とする補正であります。

歳出について説明書の6ページ7ページをお願いいたします。2款事業費1項1目施設建設費の15節工事請負費は、下水道管渠工事のいっそうの進捗を図るため、120m延長して、補助対象事業分11,000千円の増額に町単独分4,000千円を加えて15,000千円の追加補正であります。

続きまして、歳入ですが、4ページ5ページに戻っていただいて、1款国庫支出金1項1目1節の公共下水道事業費補助金は、歳出の管渠工事にかかる国庫補助対象事業費11,000千円の2分の1補助により、社会資本整備総合交付金を5,500千円追加補正するものであります。2款繰入金1項1目1節の一般会計繰入金は、歳出の管渠工事費の増額に伴いダム対策費負担金の追加分7,600千円及び過疎債900千円を一般会計から8,600千円繰り入れる追加補正です。3款町債1項1目1節町債は、一般会計から繰り入れる過疎債と同額を補正財源として下水道事業債900千円を増額するものであります。

最後に、議案第60号「平成30年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）」について説明します。今回の補正は、歳入歳出額にそれぞれ54千円を増額し、総額を144,202千円とするものです。

歳出について説明しますが、6ページ7ページをお願いいたします。1款総務費1項1目総務管理費は、給与改定に伴う人件費の補正で、その財源として歳入は、全額一般会計からの繰入金であります。

以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は、1件ごとに行います。議案第56号「平成30年度設楽町一般会計補正予算（第4号）」の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 ないようですので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第56号は所管ごとに分けて総務建設委員会と文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第56号を所管ごとに総務建設委員会と文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第57号「平成30年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第57号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第57号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第58号「平成30年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第58号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第58号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第59号「平成30年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第2号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第59号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第59号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第60号「平成30年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第60号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第60号を文教厚生委員会に付託します。

議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。本日はこれで散会とします。
散会 午後 3 時42分